

第2期

御宿町次世代育成支援行動計画及び 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

御 宿 町

はじめに

現在、全国的に少子化の進行が深刻化する中で、家族形態の変化やライフスタイルの多様化、地域コミュニティの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町においても、若い世代の流出や出生率の低下等により少子化が進んでおり、社会全体で安心して子育てすることができる環境づくりが急務となっています。

こうした中、本町では平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「御宿町次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年に「御宿町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子どもたちが心豊かで健やかに育つために、町民・関係機関・行政など社会を構成するすべての人々が協働して子どもたちと子育て家庭を支えるまちづくりを推進してまいりました。また、平成27年にはこれまでの次世代育成支援行動計画を継承するとともに、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する事項についても盛り込んだ「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画が令和2年3月をもって計画期間が終了することから、このたび「第2期御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を策定したところです。

次代を担う子ども達が健やかにのびのびと育ち、希望を持って生きていく御宿町、これから子どもを生ま育てようとする若い世代が「この町で子育てしたい」と思う御宿町を目指し、関連団体や地域の皆様との連携により、教育・保育体制の整備や経済的な支援に加え、引き続き家族や地域とのつながりの醸成などに対する支援を行い、地域ぐるみで子どもや子育て家庭をやさしく見守り、町の宝である子どもたちを大切に育てる体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力くださるようお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました御宿町子ども・子育て会議委員の方々をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力をいただき貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様、その他関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年 3月

御宿町長 石田義廣

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と策定の経緯	5
第2章 計画の基本的な考え方	6
第3章 御宿町の子ども・子育ての現状	7
1 人口と世帯数の推移	7
2 出産、結婚の推移	10
3 就労状況の推移	15
4 教育・保育サービスの現状	19
5 「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	23
6 アンケート調査結果の概要	25
7 御宿町の子ども・子育て支援の課題	35
第4章 次世代育成支援行動計画	37
1 基本目標	38
2 施策方針	39
3 施策方針ごとの事業	41
第5章 子ども・子育て支援事業計画	53
1 教育・保育提供区域	53
2 児童の推計人口	53
3 幼児期の学校教育・保育	54
4 地域子ども・子育て支援事業	58
第6章 計画の推進	72
1 計画の推進体制	72
2 進捗状況の管理	72
資料	73
1 御宿町子ども・子育て会議条例	73
2 御宿町子ども・子育て会議委員名簿	75

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。一方、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因はさまざまであり、また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。その後も「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等が行われ、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化などの施策を進めています。

御宿町においては、平成22年3月に策定した「御宿町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

本町では、「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本町の最上位計画である「御宿町総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2年度を初年度とする「第2期御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、本町が今後、教育・保育、子育て支援施策を計画的に実施するために策定する計画であり、「次世代育成支援対策推進法」第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と、「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。

【「次世代育成支援対策推進法」から抜粋】

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、子ども・子育て支援法第60条の規定に基づき、内閣総理大臣が定める「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づく「市町村計画」を内包し、本町の子育て支援に関する総合的な計画とします。

【「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から抜粋】

(都道府県計画等)

第九条

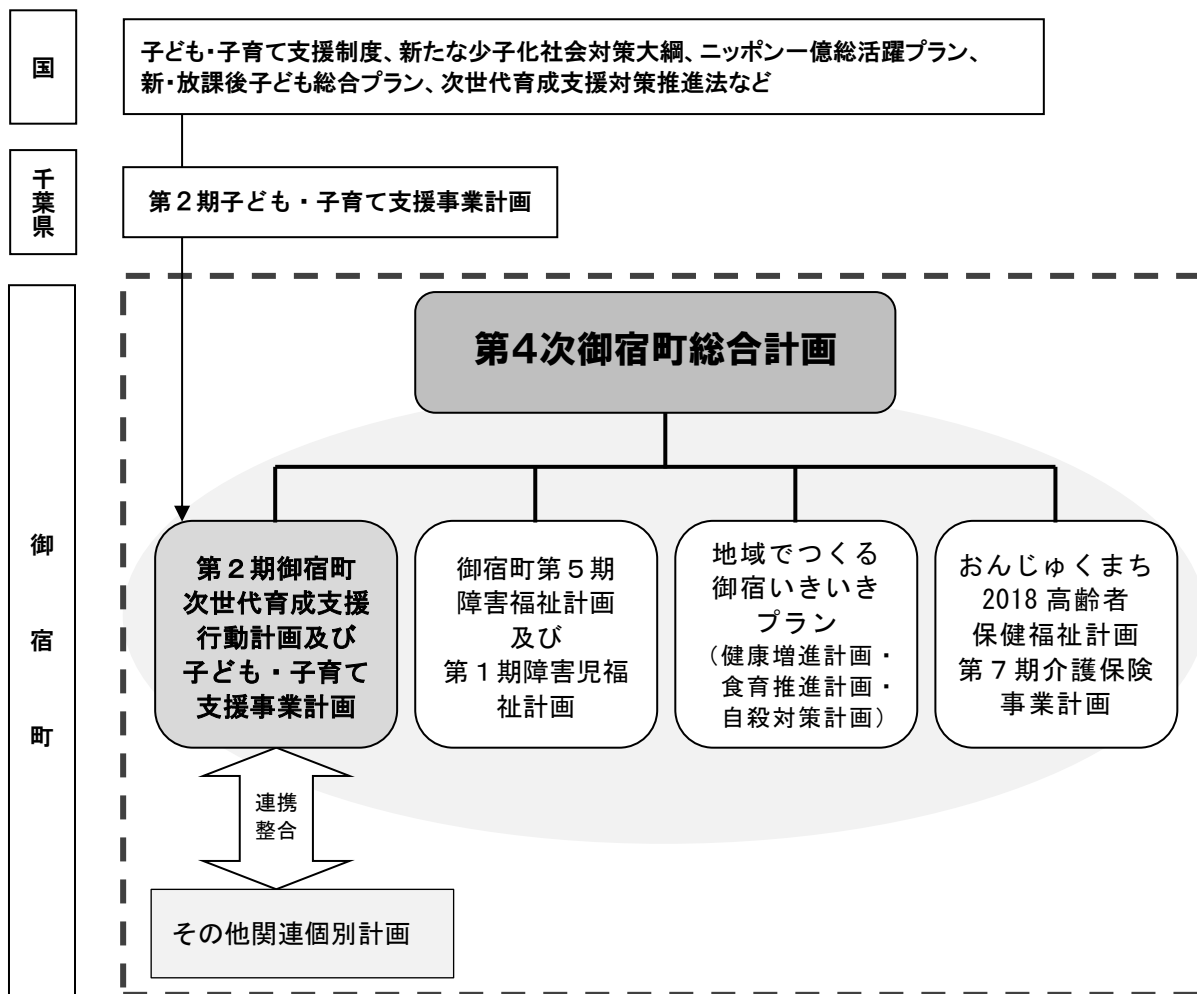
2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 他の計画との関係

本計画は、本町の上位計画である「第4次御宿町総合計画」を上位計画とし、御宿町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の「障害福祉計画」や「教育の大綱」等を含む関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

計画の位置づけと関連計画



3 計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青少年期に至るまでの、おおむね18歳までのすべての子どもとその家庭を対象としています。また、子育て支援を町と連携・協力して行う、地域、教育・保育施設、NPOや市民活動団体、企業なども対象とします。

4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

(年度)

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 R 1 (2019)	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
御宿町次世代育成支援行動計画及び 子ども・子育て支援事業計画									
					第2期御宿町次世代育成支援行動計画及び 子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

[アンケート調査の実施]

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート調査」を平成31年2月に実施しました。

[ヒアリング調査の実施]

本計画の策定にあたり、地域の教育・保育・子育てに関わる方々の意向や地域の情報を把握し、計画策定の参考とするため、保護者及び事業者に対するヒアリング調査を令和元年9月に実施しました。

[子ども・子育て会議による協議]

本計画の策定にあたっては、関係者及び町民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や保護者の代表、公募の町民等により構成される「御宿町子ども・子育て会議」を開催し、委員の皆様の本計画に係るご意見等をいただきながら、検討・策定を進めました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、町民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、町民の意見反映を行いました。

第2章 計画の基本的な考え方

計画は、「第4次御宿町総合計画」、「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」及び各種関連計画を踏まえ、策定しました。

計画の基本理念

やさしい眼差しの中で 心豊かな子どもが育つまち・おんじゅく

本町では、まちづくりの基本理念に『笑顔と夢が膨らむまち ～ともに支え合う挑戦と再生』を掲げています。この基本理念を実現するために、御宿町総合計画にも「地域で支え合う子育て・福祉と教育のまちづくり」という目標を掲げています。

本計画でも、このまちづくりの基本理念の実現に向けて、『やさしい眼差しの中で 心豊かな子どもが育つまち・おんじゅく』を基本理念に掲げ、御宿町が先駆的に取り組んできた子育て事業や子育て環境の整備のさらなる充実を図るとともに、まち全体で子どもたちを育み、子育て家庭を支える体制を構築することで、子育てしやすいまちづくりを目指します。

<第4次御宿町総合計画（後期基本計画）>（参考）

4 育み支え合うちから

児童福祉

① 認定こども園の適正運営及び児童館等の統廃合検討を進めます

■平成 29 年度から開園した認定こども園は、一人ひとりの子どもを大切に育てることを目標に、子どもの年齢に応じた保育・教育の提供に努めます。また、保護者の保育ニーズに対応できる体制を整え、子育てしやすい施設づくりを進めます。

■岩和田児童館は、御宿児童館とのよりよい統合方法を検討し、その後、除却を進めます。

■旧御宿保育所は、再利用または除却の検討を行います。

■児童遊園については、行政区と集約に向けた協議を進めます。

② 子育て支援センターに子育て相談窓口を設置します

■認定こども園に併設される子育て支援センターでは、乳幼児向けの子育て支援事業に取り組みほか、保護者同士が交流できる環境づくりを進めます。

■子育て支援センターが気軽に利用できるよう広報等を通じて周知します。

③ 放課後児童クラブの充実に努めます

■放課後児童クラブ支援員研修会に職員を派遣し、支援員として必要な知識、技能の習得・向上を図り、児童の育成支援に取り組みます。

■放課後児童クラブの利用者要望を踏まえ、夏季及び随時の受入体制の整備を検討します。

第3章 御宿町の子ども・子育ての現状

1 人口と世帯数の推移

(1) 総人口と年少人口の推移

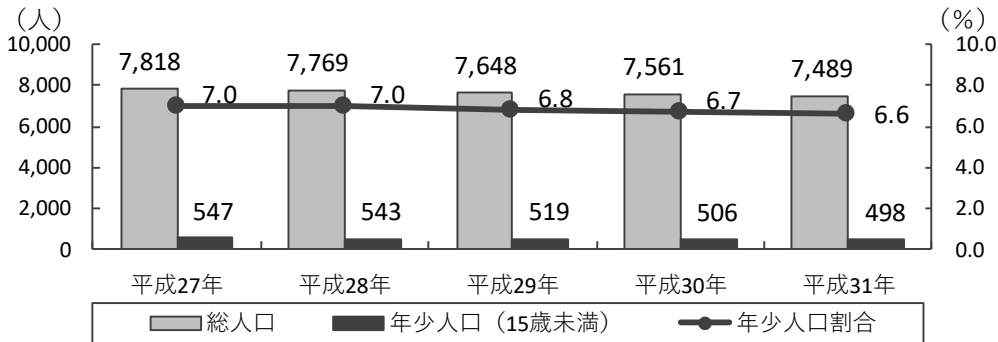
御宿町の人口は、平成31年4月1日現在で、7,489人となっており、平成27年から緩やかな減少傾向にあります。年少人口（15歳未満）は、平成31年で498人、年少人口割合は6.6%となっており、平成27年から減少傾向にあります。

総人口と年少人口の推移

単位：人、%

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	7,818	7,769	7,648	7,561	7,489
年少人口（15歳未満）	547	543	519	506	498
年少人口割合	7.0	7.0	6.8	6.7	6.6

資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）



(2) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

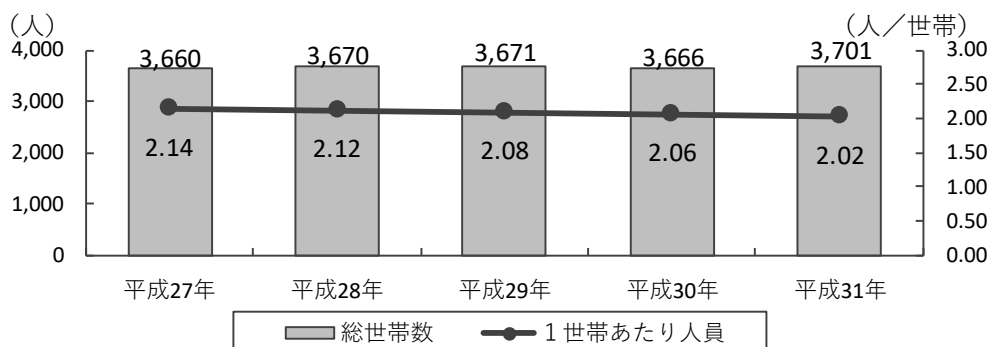
世帯数は増加傾向にあり、平成31年には3,701世帯となっています。一方、1世帯あたり人員については減少傾向にあり、平成31年には2.02人で、核家族化が進行していることがわかります。

世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：人、世帯

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	7,818	7,769	7,648	7,561	7,489
世帯数	3,660	3,670	3,671	3,666	3,701
1世帯あたり人員	2.14	2.12	2.08	2.06	2.02

資料：千葉県町丁字別人口調査（各年4月1日現在）



(3) 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

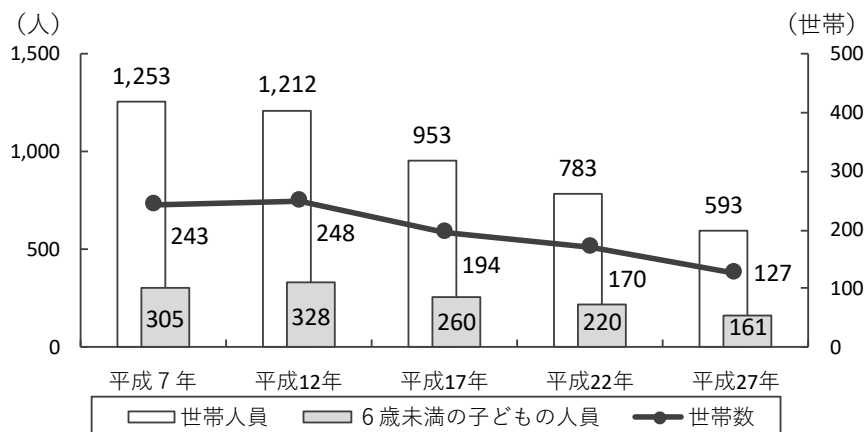
国勢調査によると、6歳未満の子どものいる世帯は平成27年現在127世帯で、世帯人員*は593人となっています。また、6歳未満の子どもの人員は161人となっています。

6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

単位：人、世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	1,253	1,212	953	783	593
6歳未満の子どもの人員	305	328	260	220	161
世帯数	243	248	194	170	127

資料：国勢調査



(4) 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

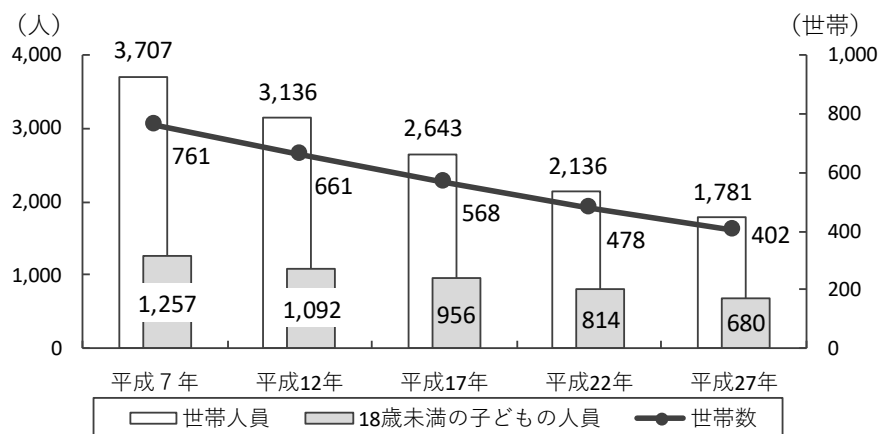
国勢調査によると、18歳未満の子どものいる世帯は平成27年現在402世帯で、世帯人員は1,781人となっています。また、18歳未満の子どもの人員は680人となっています。

18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

単位：人、世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	3,707	3,136	2,643	2,136	1,781
18歳未満の子どもの人員	1,257	1,092	956	814	680
世帯数	761	661	568	478	402

資料：国勢調査



* 世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいいます。

(5) 母子世帯の推移

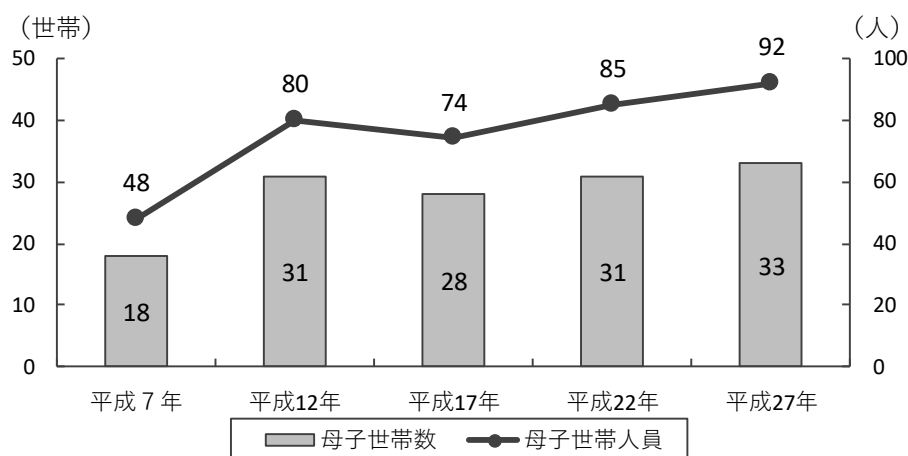
国勢調査によると、母子世帯数は平成17年以降増加が続いており、平成27年には、33世帯となっています。また、母子世帯人員は平成27年現在、92人で1世帯あたり2.8人となっています。

母子世帯の推移

単位：世帯、人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯数	18	31	28	31	33
母子世帯人員	48	80	74	85	92
1世帯あたり人員	2.7	2.6	2.6	2.7	2.8

資料：国勢調査



(6) 父子世帯の推移

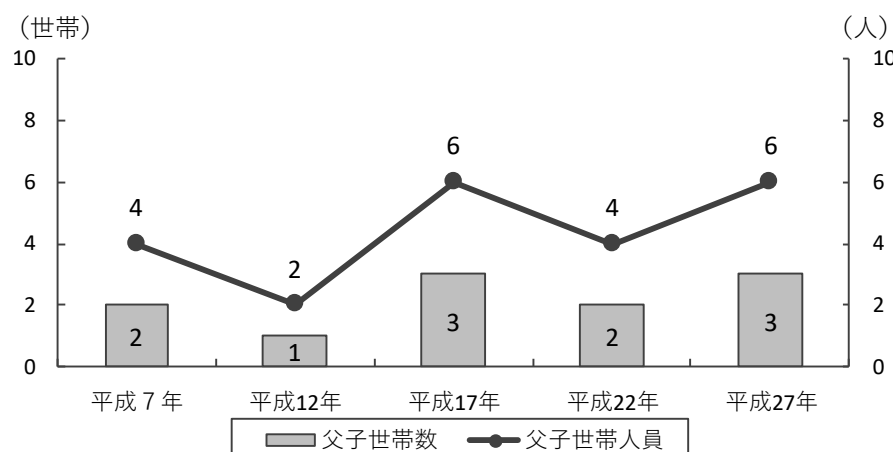
国勢調査によると、父子世帯数は平成27年現在3世帯となっています。また、父子世帯人員は6人で1世帯あたり2.0人となっています。

父子世帯の推移

単位：世帯、人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
父子世帯数	2	1	3	2	3
父子世帯人員	4	2	6	4	6
1世帯あたり人員	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

資料：国勢調査



2 出産、結婚の推移

(1) 出生数、出生率の推移

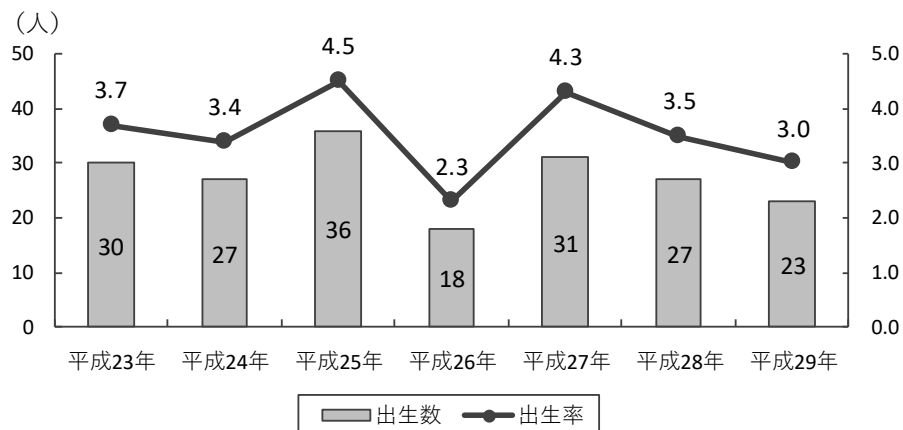
出生数、出生率（人口千人あたり）*の推移は、平成27年以降減少傾向にあり、平成29年現在、出生数は23人、出生率は3.0となっています。

出生数、出生率の推移

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
出生数	30	27	36	18	31	27	23
出生率	3.7	3.4	4.5	2.3	4.3	3.5	3.0

資料：千葉県衛生統計年報



(2) 出生率の推移の比較

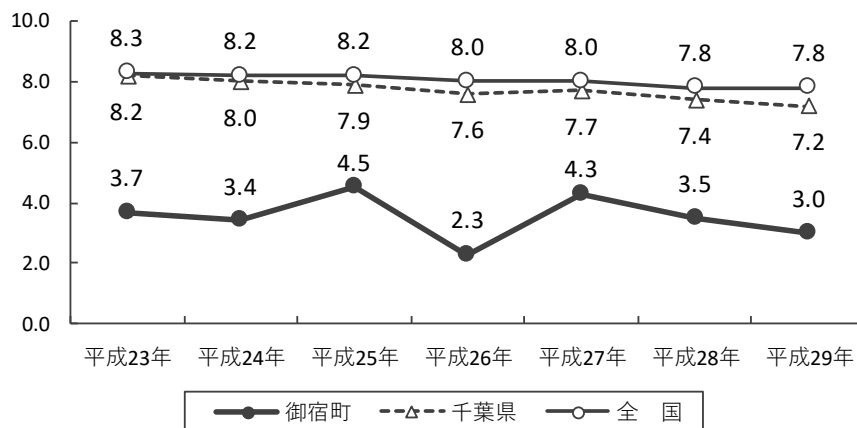
御宿町の出生率は、県及び国を大幅に下回って推移しています。

出生率の推移（国、県、御宿町）

（人口千対）

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
御宿町	3.7	3.4	4.5	2.3	4.3	3.5	3.0
千葉県	8.2	8.0	7.9	7.6	7.7	7.4	7.2
全国	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.8

資料：千葉県衛生統計年報



* 出生率とは、一定期間における出生数の人口に対する割合のことで、一般には人口千人あたりの1年間の出生数の割合をいいます。

(3) 合計特殊出生率の推移

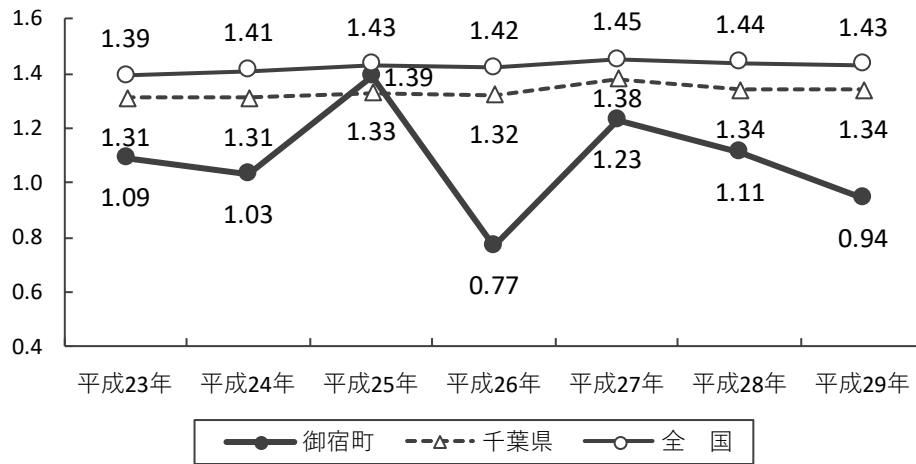
御宿町の合計特殊出生率*は、おおむね県・国よりも低い値で推移しています。平成29年には0.94となっており、1を下回る値を示しています。

合計特殊出生率の推移

(15～49歳の女性人口千対)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
御宿町	1.09	1.03	1.39	0.77	1.23	1.11	0.94
千葉県	1.31	1.31	1.33	1.32	1.38	1.34	1.34
全 国	1.39	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：千葉県衛生統計年報



* 合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられます。

(4) 母の年齢階級別出生数の推移

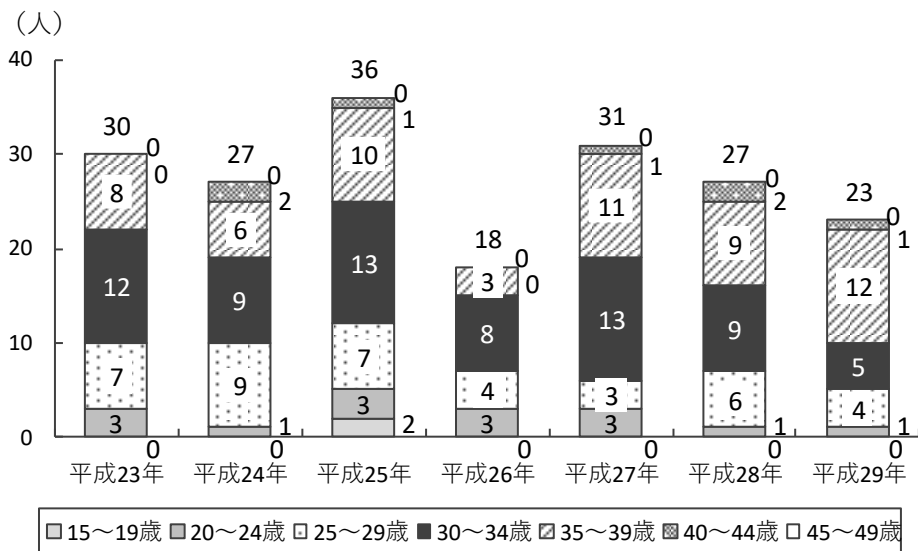
母の年齢階級別出生数は、7年間を平均すると30～34歳がもっとも多い出生数となっています。20歳代の出生数が10人未満で推移している一方、35～39歳がおおむね10人前後で推移していることから、晩産化の傾向がうかがえます。

母の年齢階級別出生数の推移

単位：人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	30	27	36	18	31	27	23
15～19歳	0	0	2	0	0	0	0
20～24歳	3	1	3	3	3	1	1
25～29歳	7	9	7	4	3	6	4
30～34歳	12	9	13	8	13	9	5
35～39歳	8	6	10	3	11	9	12
40～44歳	0	2	1	0	1	2	1
45～49歳	0	0	0	0	0	0	0

資料：千葉県衛生統計年報



(5) 未婚率の推移

未婚率*の推移をみると、全体的に上昇傾向となっており、平成27年をみるとほとんどの年齢層で県や国を上回っています。平成12年と比較すると、35～39歳の未婚率が男性で17.7ポイント、女性で11.2ポイントとそれぞれ大幅に上昇していることから、男女ともに晩婚化の傾向がうかがえます。

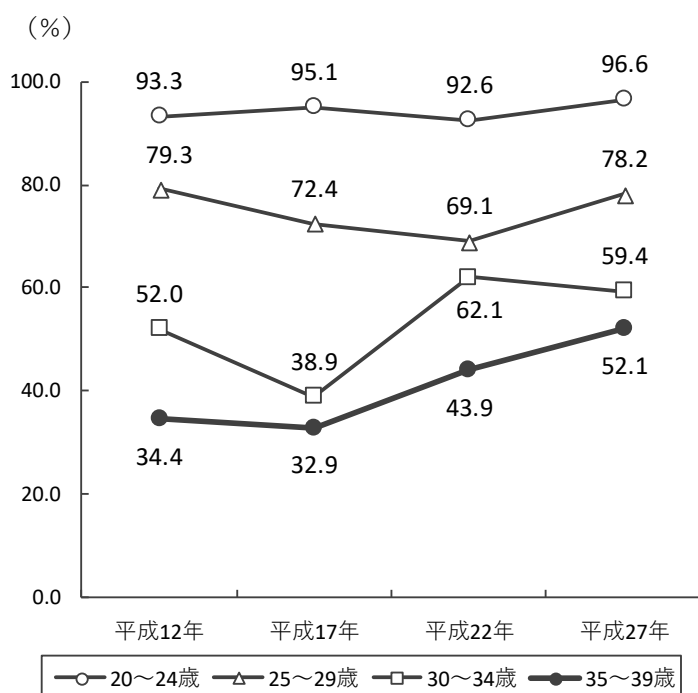
未婚率の推移

単位：％

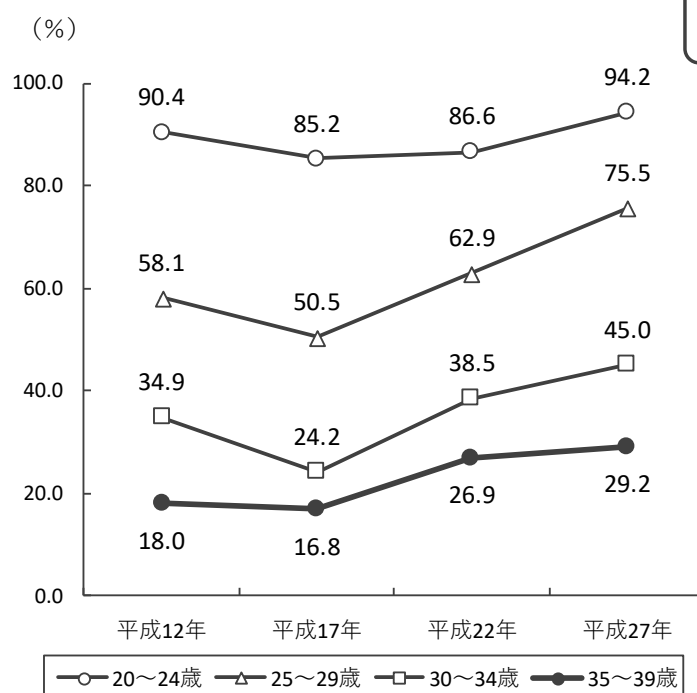
		御宿町				千葉県	全国
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
男性	15～19歳	99.3	99.4	100.0	100.0	99.7	99.7
	20～24歳	93.3	95.1	92.6	96.6	95.6	95.0
	25～29歳	79.3	72.4	69.1	78.2	74.5	72.7
	30～34歳	52.0	38.9	62.1	59.4	48.8	47.1
	35～39歳	34.4	32.9	43.9	52.1	36.9	35.0
	40～44歳	29.3	25.9	34.3	37.9	31.7	30.0
女性	15～19歳	100.0	100.0	98.3	99.2	99.4	99.4
	20～24歳	90.4	85.2	86.6	94.2	91.9	91.4
	25～29歳	58.1	50.5	62.9	75.5	62.5	61.3
	30～34歳	34.9	24.2	38.5	45.0	35.2	34.6
	35～39歳	18.0	16.8	26.9	29.2	23.7	23.9
	40～44歳	13.0	10.3	17.2	24.4	18.7	19.3

資料：国勢調査

【御宿町 男性】



【御宿町 女性】



* 未婚率とは、5歳階級別人口に対する「未婚」（まだ結婚したことのない人）の割合をいいます。

(6) 婚姻数、婚姻率の推移

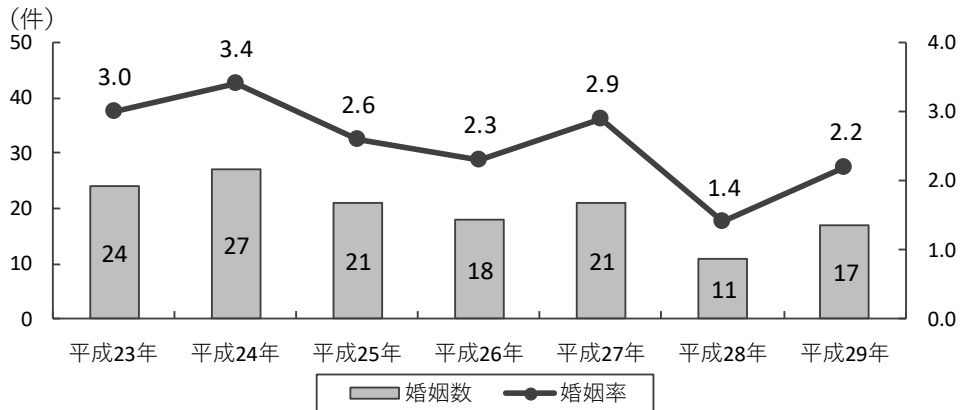
婚姻数は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年では17件、婚姻率^{*1}は2.2となっています。

婚姻数、婚姻率の推移

単位：件

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
婚姻数	24	27	21	18	21	11	17
婚姻率	3.0	3.4	2.6	2.3	2.9	1.4	2.2

資料：人口動態統計



(7) 離婚数、離婚率の推移

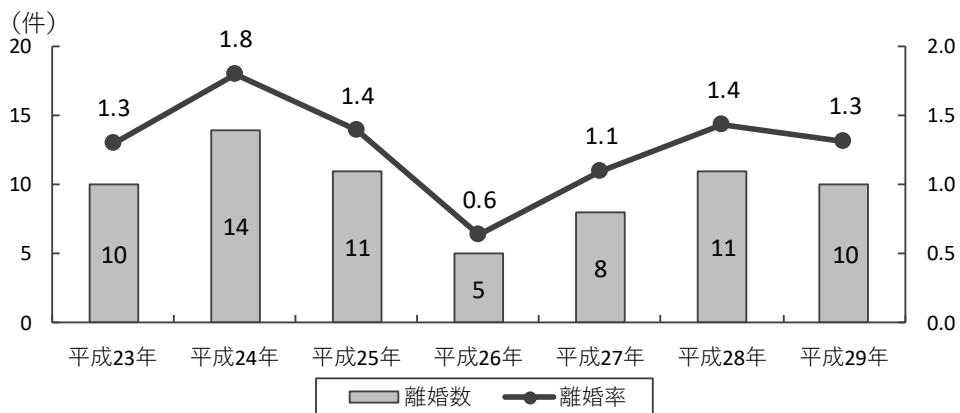
離婚数は平成26年を除き8~14件で毎年推移しており、平成29年では10件、離婚率^{*2}は1.3となっています。

離婚数、離婚率の推移

単位：件

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
離婚数	10	14	11	5	8	11	10
離婚率	1.3	1.8	1.4	0.6	1.1	1.4	1.3

資料：人口動態統計



*1 婚姻率とは一定期間における結婚の発生頻度を示す比率のことで、年間婚姻届出件数/当該年の人口×1,000によって求められます。

*2 離婚率とは一定期間における離婚の発生頻度を示す比率のことで、年間離婚届出件数/当該年の人口×1,000によって求められます。

3 就労状況の推移

(1) 年齢別労働力率の推移と比較

＜女性＞

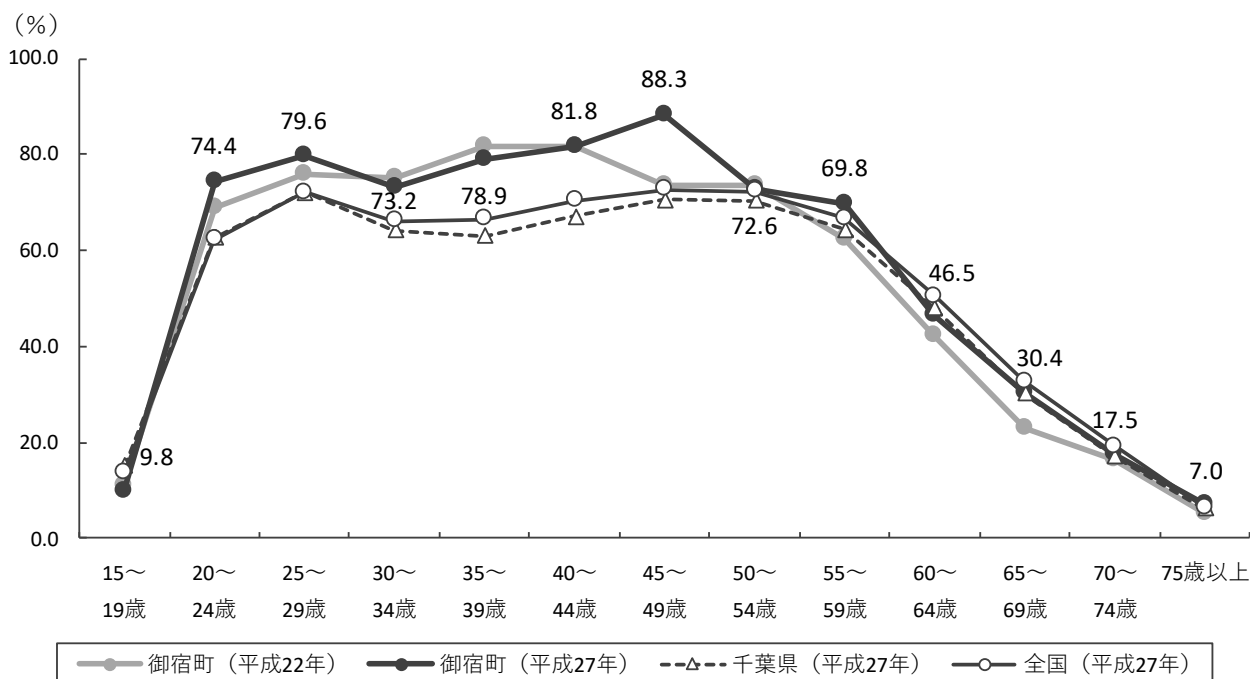
女性の労働力率は、一般に、結婚や出産を機に退職し、子どもがある程度大きくなってから再び仕事に就くという就労構造から、M字カーブを描くとされています。御宿町においても、県や国と同様にM字型となっていますが、平成27年についてみると、ほとんどの年齢層で県・国を上回る労働力率を示しています。特に40歳代の労働力率が高く、80%を超えています。

年齢別労働力率の推移（女性）

単位：％

	御宿町 女性				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	9.4	11.2	11.1	9.8	15.2	13.7
20～24歳	74.7	74.8	69.0	74.4	62.7	62.3
25～29歳	71.1	76.2	75.9	79.6	72.0	72.1
30～34歳	64.0	71.5	75.0	73.2	64.1	66.1
35～39歳	71.3	70.5	81.7	78.9	63.0	66.5
40～44歳	77.5	74.6	81.8	81.8	67.1	70.3
45～49歳	75.3	76.9	73.7	88.3	70.6	72.6
50～54歳	66.9	67.8	73.4	72.6	70.3	72.3
55～59歳	54.2	54.0	62.2	69.8	64.3	66.7
60～64歳	28.5	32.1	42.4	46.5	48.0	50.4
65～69歳	21.3	22.4	22.9	30.4	30.1	32.7
70～74歳	10.9	14.4	16.6	17.5	17.1	19.2
75歳以上	4.2	5.6	5.1	7.0	6.3	6.5

資料：国勢調査



<男性>

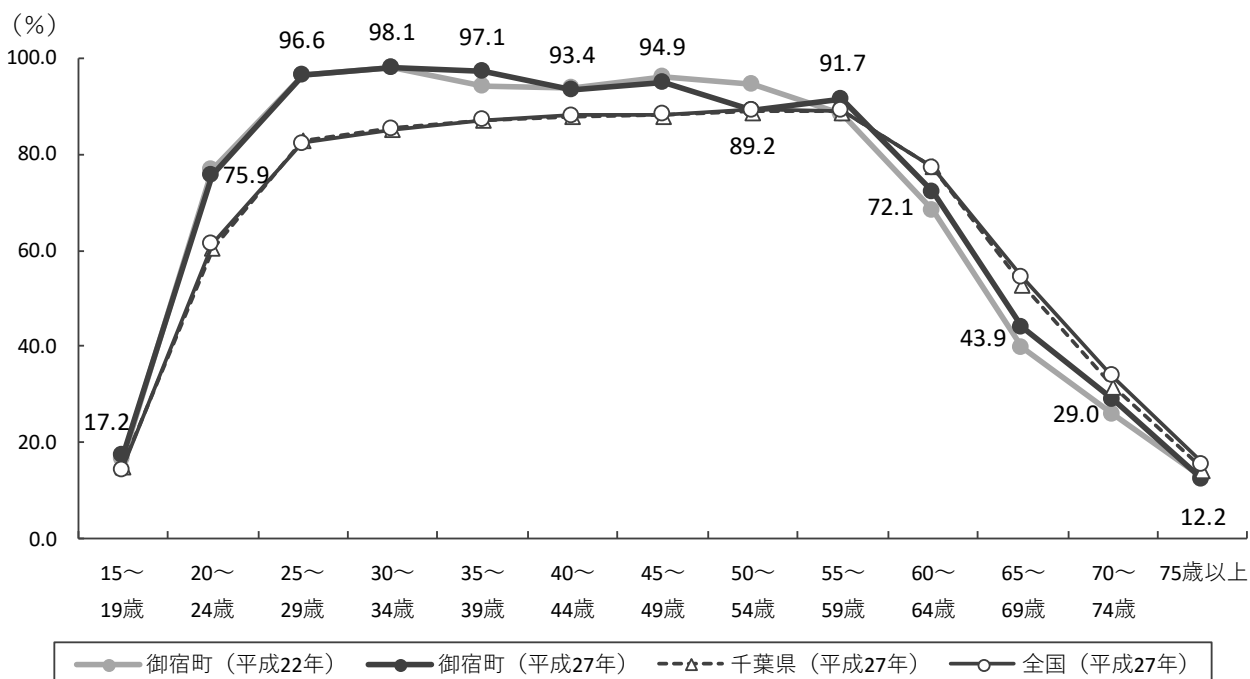
平成27年の男性の労働力率についてみると、25歳から49歳までは90%を超えており、高い労働力率を示しています。一方、50歳以降については、ほとんどの年齢層において県・国の平均値を下回っていますが、平成22年の本町の値と比較すると男性の労働力率はおおむね上昇しているといえます。

年齢別労働力率の推移（男性）

単位：%

	御宿町 男性				千葉県	全国
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成27年	平成27年
15～19歳	14.0	16.0	16.8	17.2	14.9	14.4
20～24歳	76.7	72.3	76.8	75.9	60.5	61.4
25～29歳	95.6	95.4	96.4	96.6	83.0	82.3
30～34歳	97.1	95.4	97.9	98.1	85.4	85.3
35～39歳	95.8	97.3	94.4	97.1	87.1	87.2
40～44歳	94.7	95.7	93.9	93.4	88.0	88.2
45～49歳	95.0	96.8	96.2	94.9	88.2	88.3
50～54歳	97.4	97.3	94.4	89.2	88.8	89.3
55～59歳	92.6	92.6	88.2	91.7	88.9	89.1
60～64歳	65.7	57.6	68.2	72.1	77.4	77.3
65～69歳	44.0	40.4	39.8	43.9	52.8	54.3
70～74歳	31.6	31.7	25.7	29.0	31.7	33.8
75歳以上	16.0	13.2	12.7	12.2	14.3	15.6

資料：国勢調査



(2) 就業構造

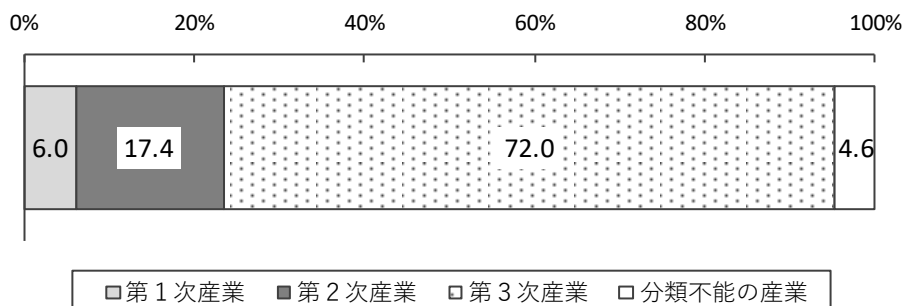
町内の就業構造は、第1次産業は6.0%と少数であり、第2次産業が17.4%、第3次産業が72.0%となっています。

就業構造

単位：人、%

産業	人	%
総数	3,020	100.0
第1次産業	182	6.0
農業	102	3.4
林業	—	—
漁業	80	2.6
第2次産業	525	17.4
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.1
建設業	246	8.1
製造業	277	9.2
第3次産業	2,174	72.0
電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.3
情報通信業	31	1.0
運輸業、郵便業	123	4.1
卸売、小売業	453	15.0
金融、保険業	45	1.5
不動産業、物品賃貸業	51	1.7
学術研究、専門・技術サービス業	93	3.1
宿泊業、飲食サービス業	317	10.5
生活関連サービス業、娯楽業	188	6.2
教育、学習支援業	114	3.8
医療、福祉	412	13.6
複合サービス事業	56	1.9
サービス業（他に分類されないもの）	149	4.9
公務（他に分類されないもの）	133	4.4
分類不能の産業	139	4.6

資料：平成27年国勢調査



(3) 常住地による就業者数

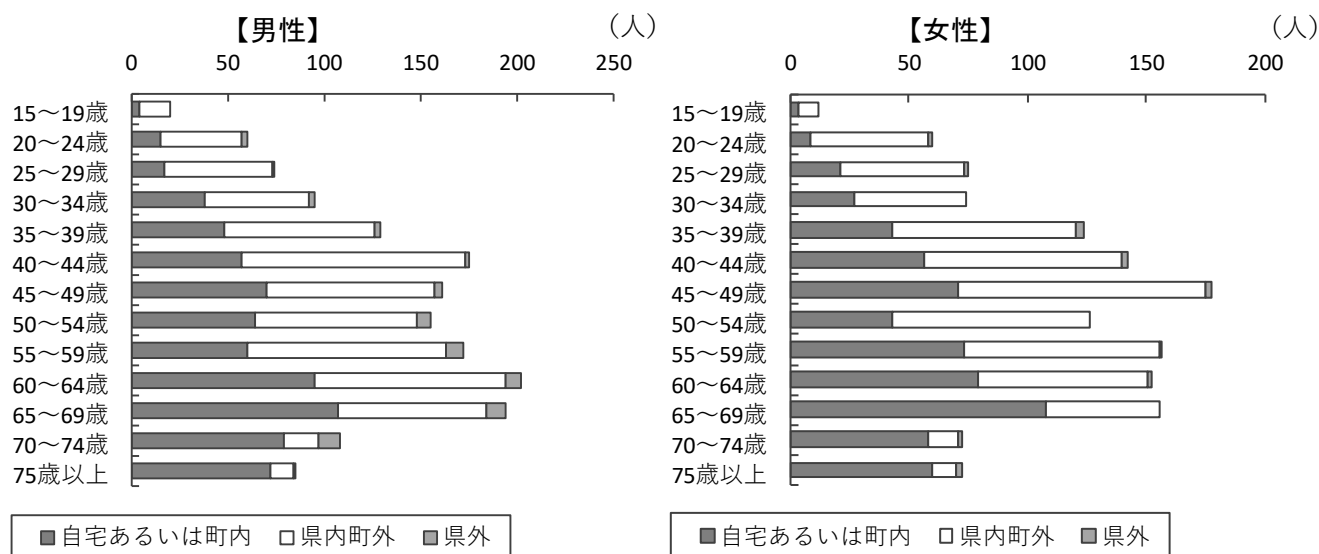
男女別、年齢別の就業場所をみると、男性では「県内町外」が64歳まではもっとも多い就業場所となっていますが、65歳を境に「自宅あるいは町内」で就業している人の方が多くなっています。女性でも同様の傾向がみられ、男性、女性ともに年齢が上がるにつれて自宅あるいは町内で就業する人が多くなっていることがいえます。子育て世代の25～49歳をみると、男女ともに半数以上が町外で就業していることがわかります。

常住地による就業者数

単位：人

	男性				女性			
	総数	自宅 あるいは は町内	県内 町外	県外	総数	自宅 あるいは は町内	県内 町外	県外
総数	1,630	726	842	62	1,390	650	722	18
15～19歳	20	4	16	—	12	3	9	—
20～24歳	60	15	42	3	60	8	50	2
25～29歳	74	17	56	1	75	21	52	2
30～34歳	95	38	54	3	74	27	47	—
35～39歳	129	48	78	3	124	43	77	4
40～44歳	175	57	116	2	142	56	84	2
45～49歳	161	70	87	4	178	71	104	3
50～54歳	155	64	84	7	126	43	83	—
55～59歳	172	60	103	9	157	73	83	1
60～64歳	202	95	99	8	152	79	72	1
65～69歳	194	107	77	10	156	108	48	—
70～74歳	108	79	18	11	72	58	13	1
75歳以上	85	72	12	1	72	60	10	2

資料：平成27年国勢調査



4 教育・保育サービスの現状

(1) 児童数の推移

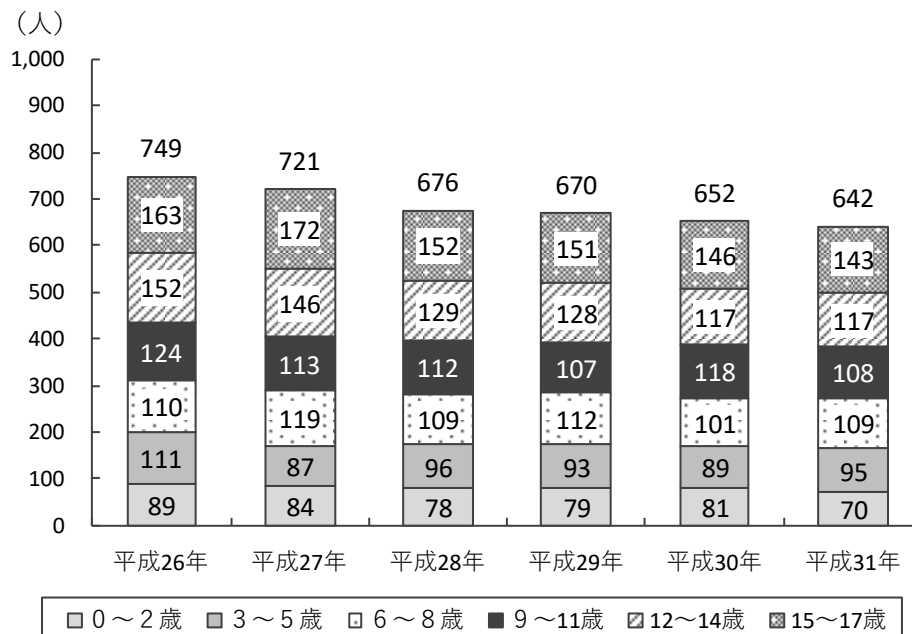
児童数の推移については、平成26年から平成31年までは一貫して減少傾向にあり、年齢別にみると、特に12～14歳が大きく減少しています。平成31年の児童数の合計は642人となっています。

児童数の推移

単位：人

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～2歳	89	84	78	79	81	70
3～5歳	111	87	96	93	89	95
6～8歳	110	119	109	112	101	109
9～11歳	124	113	112	107	118	108
12～14歳	152	146	129	128	117	117
15～17歳	163	172	152	151	146	143
合計	749	721	676	670	652	642

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 教育・保育サービスの利用状況

① 幼稚園、保育所（園）、認定こども園

御宿町には認定こども園（保育所型）が1か所あり、保育時間は以下のとおりです。

幼稚園、保育所（園）、認定こども園一覧

区分	開所・開園時間		特別保育		
	平日 (延長保育)	土曜 (延長保育)	低年齢 保育	障害児 保育	一時 保育
おんじゅく 認定こども園	7:30~19:00 (16:00~19:00)	7:30~19:00 (16:00~19:00)	○	○	○

平成29年4月に町営の御宿保育所と岩和田保育所を統合しました。定員については、平成29年度以降140人としていますが、入所者数は120人台で推移しています。

認定こども園（保育所型）の利用状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所数（か所）	2	2	1	1	1
定員（人）	240	240	140	140	140
入所者数（人）	106	112	122	121	121

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

※入所者数は管外からの受託を含み、管外への委託は含みません。

② 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは1か所設置しており、開所時間は以下のとおりです。

放課後クラブ一覧

区分	開所時間		
	平日	土曜	長期休業・学校振替
放課後児童クラブ 「おんじゅく」	下校時~18:30	8:00~18:30	8:00~18:30

放課後児童クラブの利用状況は、利用希望者の増加に伴い、平成27年度に定員を25人から35人に拡大し、令和元年度現在まで同じ定員数としています。また、平成28年度から、対象者を従来の小学校1~3年生から1~6年生に拡充しています。

放課後児童クラブの利用状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
定員（人）	35	35	35	35	35
入所者数（人）	28	29	31	26	30

資料：保健福祉課（各年度4月1日現在）

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
資料

③ 放課後子ども教室

放課後子ども教室は1か所設置しており、開所時間は以下のとおりです。

放課後子ども教室一覧

区分	開所時間
放課後子ども教室	平日（週1回） 15:30～17:00

放課後子ども教室の利用状況は、利用者数は年ごとに増減がありますが、定員については20人としています。

放課後子ども教室の利用状況

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
定員（人）	20	20	20	20	20
利用者数（人）	20	20	15	21	17

資料：教育委員会（各年度4月1日現在）

④ 小・中学校

小学校が2か所、中学校が1か所あり、児童・生徒数はおおむね減少傾向にあります。

小・中学校の状況

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	学校数（校）	2	2	2	2	2
	児童数（人）	245	232	228	224	224
中学校	学校数（校）	1	1	1	1	1
	生徒数（人）	132	127	116	106	108

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

※小学校の児童数は、布施小学校におけるいすみ市在住の児童を含みます。

⑤ 子育て支援センター

子育て支援センターは、平成29年度に旧御宿保育所内のセンターを廃止し、おんじゅく認定こども園内に併設されている新たな子育て支援センターを開設しました。利用者数は以下のとおりですが、専任職員の配置や行事の実施等により、利用者が増加しています。

子育て支援センターの状況

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数（か所）		1	1	1	1	1
利用者数	子ども（人）	83	56	46	423	501
	保護者（人）	80	53	42	418	496

資料：保健福祉課（実施箇所数：各年度4月1日現在、利用者数：年間延べ人数）

⑥ 児童館

児童館は1か所あり、開館時間は以下のとおりです。

児童館の状況

施設名	開館時間	休館日
御宿児童館	9:00~17:00	月・祝日・年末年始

児童館の利用状況は、利用者数は年ごとに増減がありますが、一定の人数を維持しています。
なお、岩和田児童館は平成31年3月に閉館いたしました。

児童館の利用状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2
利用者数（人）	12,570	11,636	11,674	12,388	11,817

資料：御宿児童館・岩和田児童館（実施箇所数：各年度4月1日現在、利用者数：年間延べ人数）

5 「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 幼児期の学校教育・保育

「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」における幼児期の学校教育・保育の数値目標（量の見込み）と実施状況は次のとおりです。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと実績

単位：人

認定区分		量の見込み	実績 (令和元年度)
1号認定子ども		11	8
2号認定子ども	幼児期の学校教育の利用希望が高い	0	0
	その他	68	81
3号認定子ども		46	33

※1号認定、2号認定、3号認定の区分については、P54をご参照ください。

※実績数は町内に住所を有する子どものみ。(管外への委託を含み、管外からの受託は含みません。)

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「御宿町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画」における地域子ども・子育て支援事業の数値目標（量の見込み）と実施状況は次のとおりです。

子ども・子育て支援事業の量の見込みと実績

	単位	量の見込み	実績 (平成30年度)
利用者支援に関する事業（利用者支援）	か所	1	1
時間外保育事業（延長保育事業）	人	16	19
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	低学年	人	28(R元年度実績)
	高学年	人	2(R元年度実績)
子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	人日/年	0	0
乳児家庭全戸訪問事業	人	21	18

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料

		単位	量の見込み	実績 (平成30年度)
養育支援訪問事業及び要介護児童対策地域協議会その他の者による要介護児童等に対する支援に資する事業		か所	1	0
地域子育て支援拠点事業		人日/月	72	年間 558 月平均 47
預かり保育（幼稚園または認定こども園の1号認定の子どもを対象とした預かり保育）		人日/年	0	0
一時預かり事業 (一時保育)	在園児対象型除く	人日/年	1,408	157
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）	人日/年	0	0
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	人日/年	0	0
病児保育事業	病児保育事業	人日/年	167	10
	子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	人日/年	0	0
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	低学年	人日/週	0	0
	高学年	人日/週	0	0
妊婦に対する健康診査を実施する事業 (妊婦健診)		人 (延べ人数)	280	205

6 アンケート調査結果の概要

本計画の策定にあたり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、対象者別にアンケート調査を実施しました。

- 調査対象
 1. 就学前児童のいる世帯 138 世帯
 2. 小学生のいる世帯 145 世帯

- 調査期間
平成 31 年 2 月 20 日～3 月 5 日

- 調査方法
就学前児童：こども園を通して配布・回収。
こども園を利用していない場合は郵送配布・郵送回収。
小学生：各学校を通して配布・回収。

- 配布・回収状況

種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	138票	72票	52%
小学生	145票	77票	53%

※図表の「n」は「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

※本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第 2 位以下を四捨五入して表示しているため、すべての割合の合計が 100%にならないことがあります。また、複数回答の設問では、すべての割合の合計が 100%を超えることがあります。

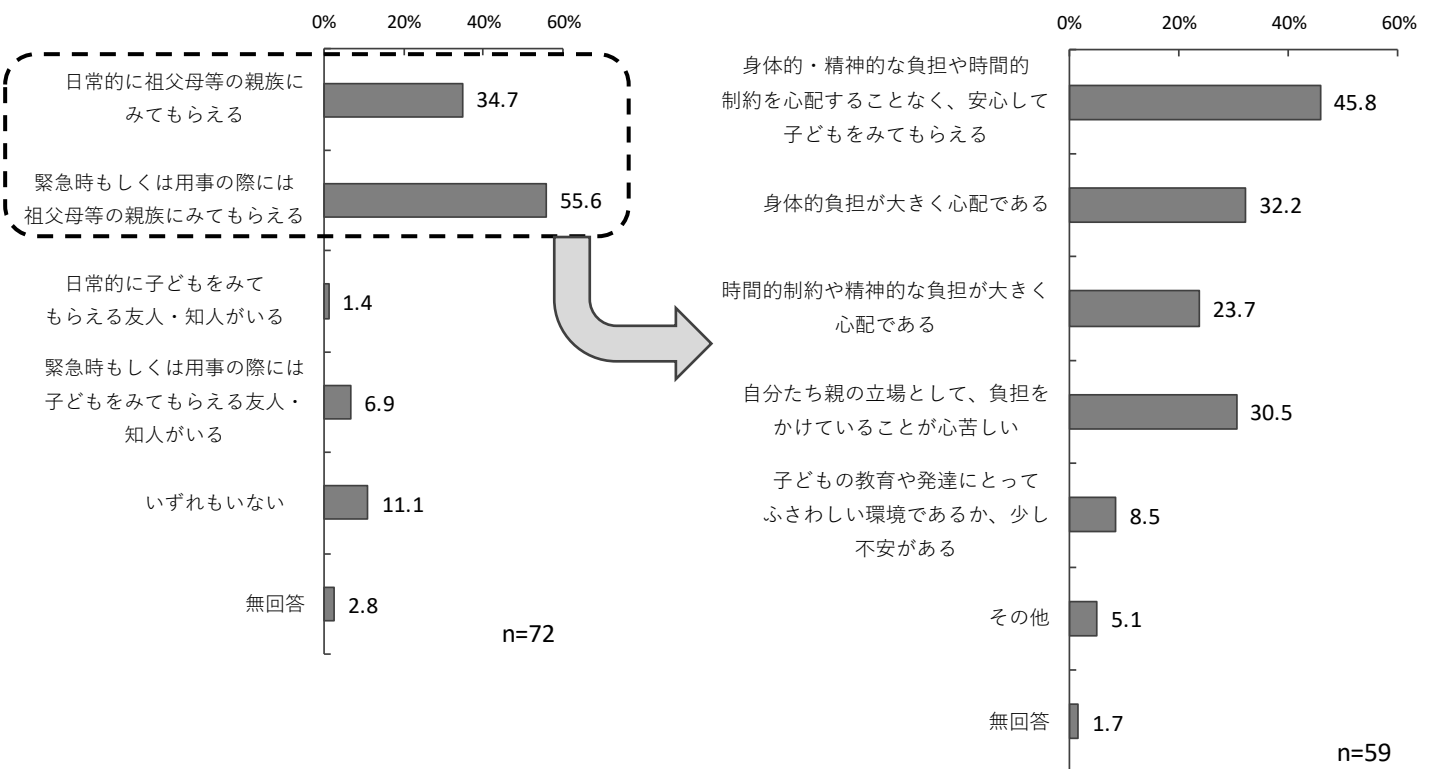
(1) 就学前児童のいる世帯に対するアンケート調査結果

① 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人

子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.7%となっています。また、祖父母等の親族にみてもらっている状況については、「身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が45.8%と最も高く、次いで「身体的負担が大きく心配である」が32.2%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が30.5%、「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が23.7%となっています。

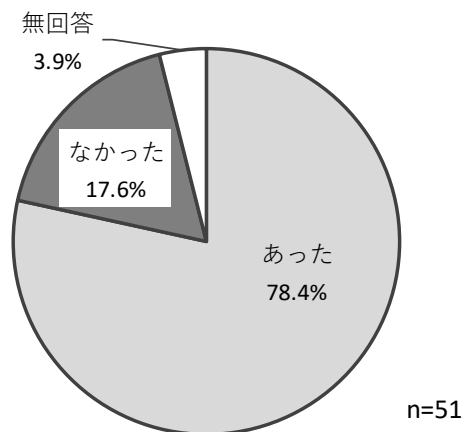
【子どもをみてもらえる親族、知人の有無】

【祖父母等に子どもをみてもらっている状況】



② 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと

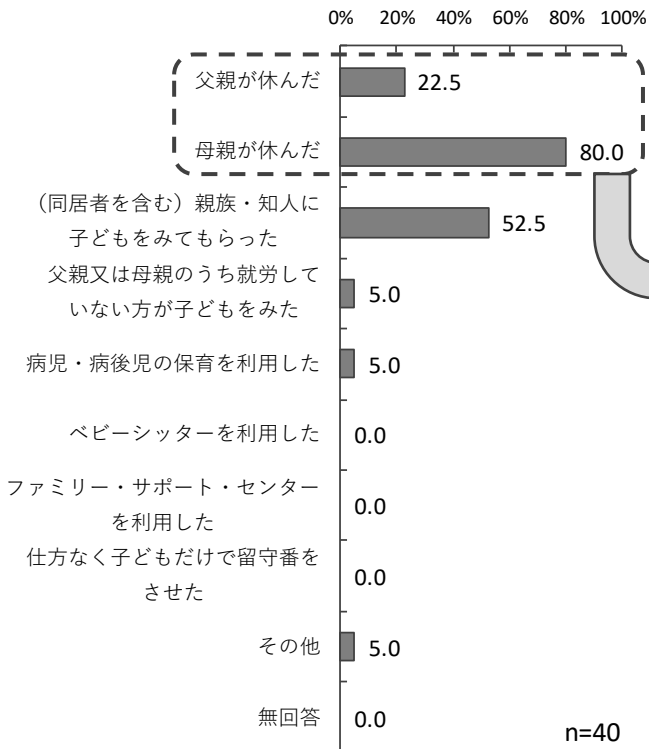
子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業が利用できなかったことの有無については、「あった」が78.4%、「なかった」が17.6%となっています。



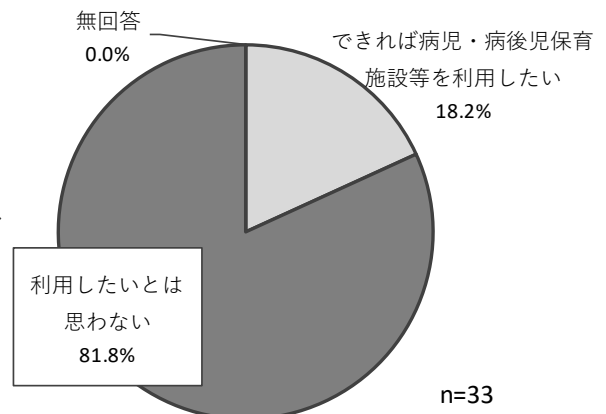
③ 病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法

子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処方法については、「母親が休んだ」が80.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が52.5%、「父親が休んだ」が22.5%となっています。また、父親あるいは母親が休んで対処した保護者を対象に、病児・病後児保育事業の利用意向について尋ねたところ、「利用したいとは思わない」が81.8%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が18.2%となっています。

【この1年間に行った対処方法】

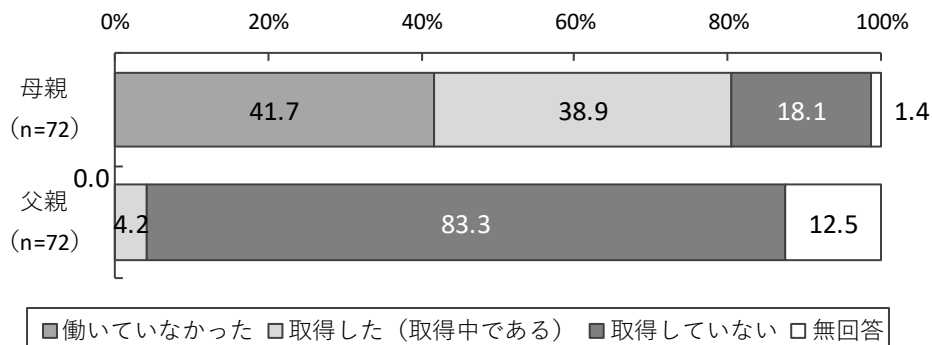


【病児・病後児保育事業の利用意向】

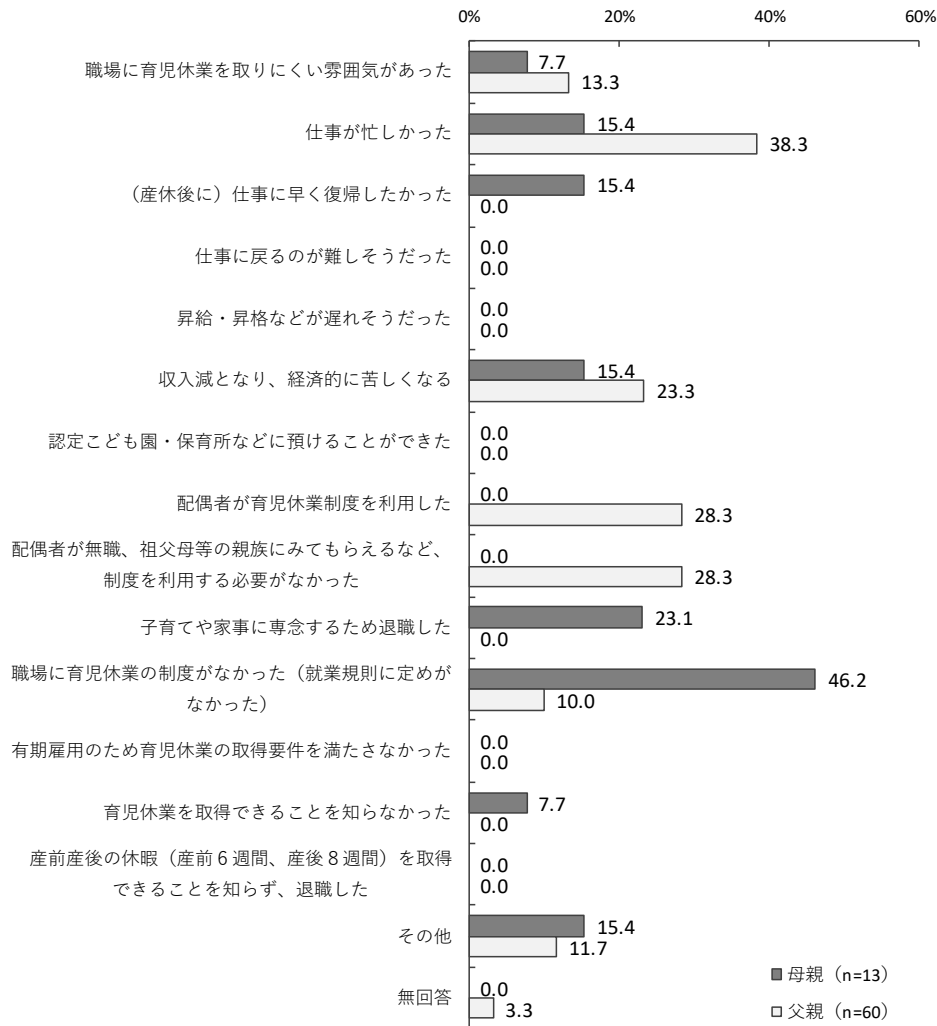


④ 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況をみると、母親では「働いていなかった」が41.7%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」が38.9%、「取得していない」が18.1%となっており、父親では「取得していない」が83.3%と大半を占め、「取得した(取得中である)」は4.2%でした。

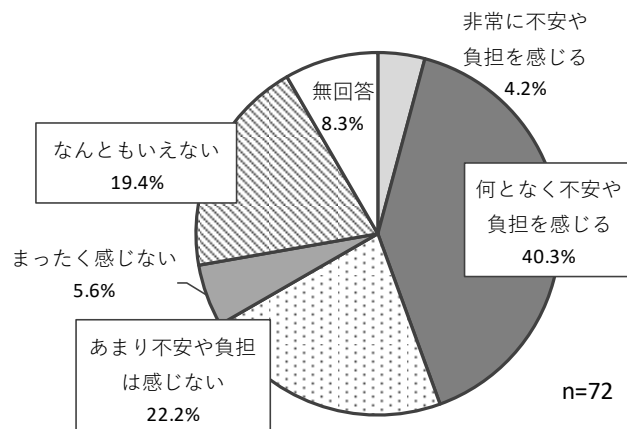


また、育児休業を取得していない理由については、母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が46.2%ともっとも高く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」が23.1%となっています。一方、父親では「仕事が忙しかった」が38.3%ともっとも高く、次いで「配偶者が育児休業制度を利用した」、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が同率で28.3%となっています。



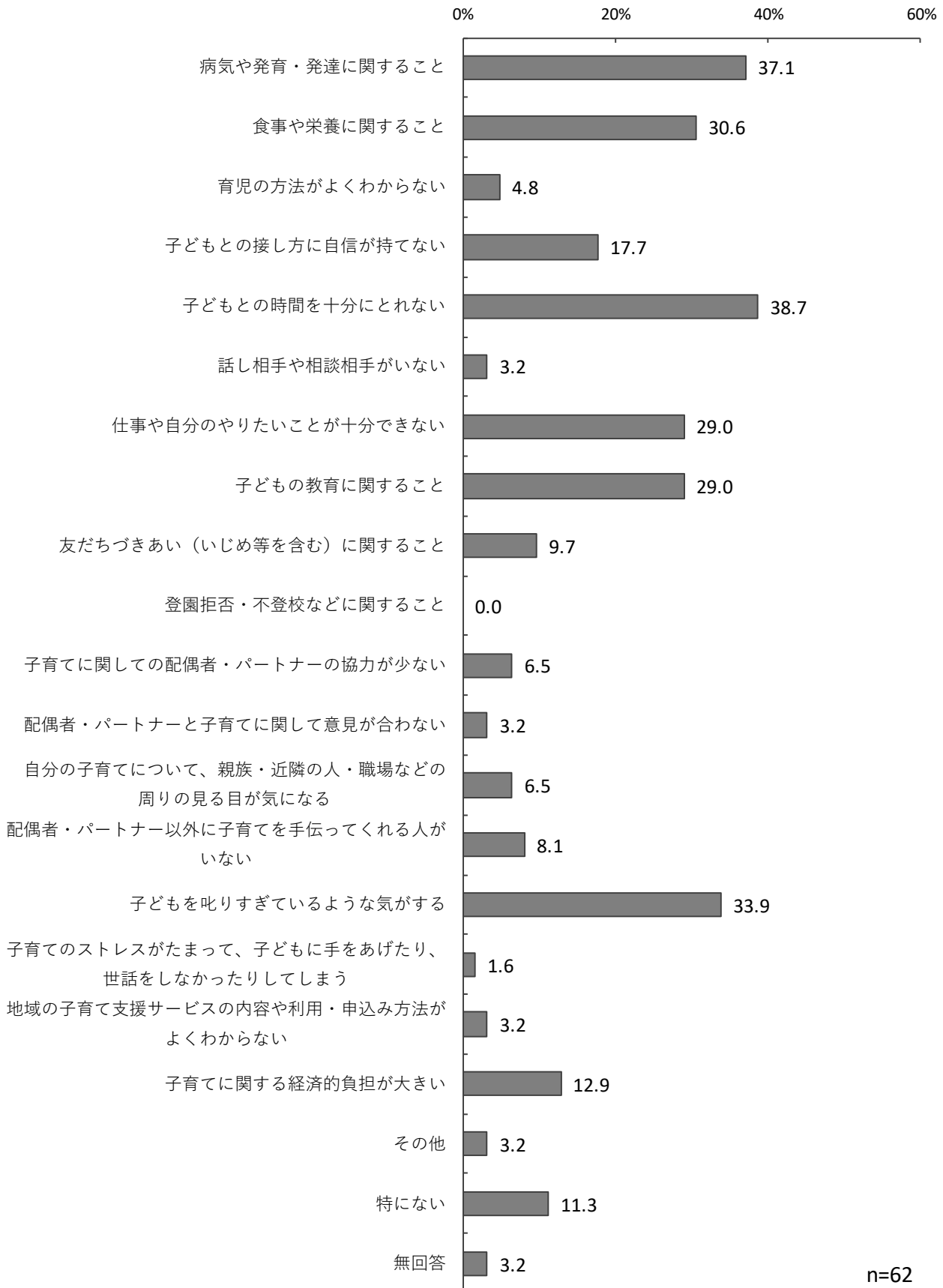
⑤ 子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、「何となく不安や負担を感じる」が40.3%ともっとも高く、次いで「あまり不安や負担は感じない」が22.2%、「なんともいえない」が19.4%、「まったく感じない」が5.6%、「非常に不安や負担を感じる」が4.2%となっています。



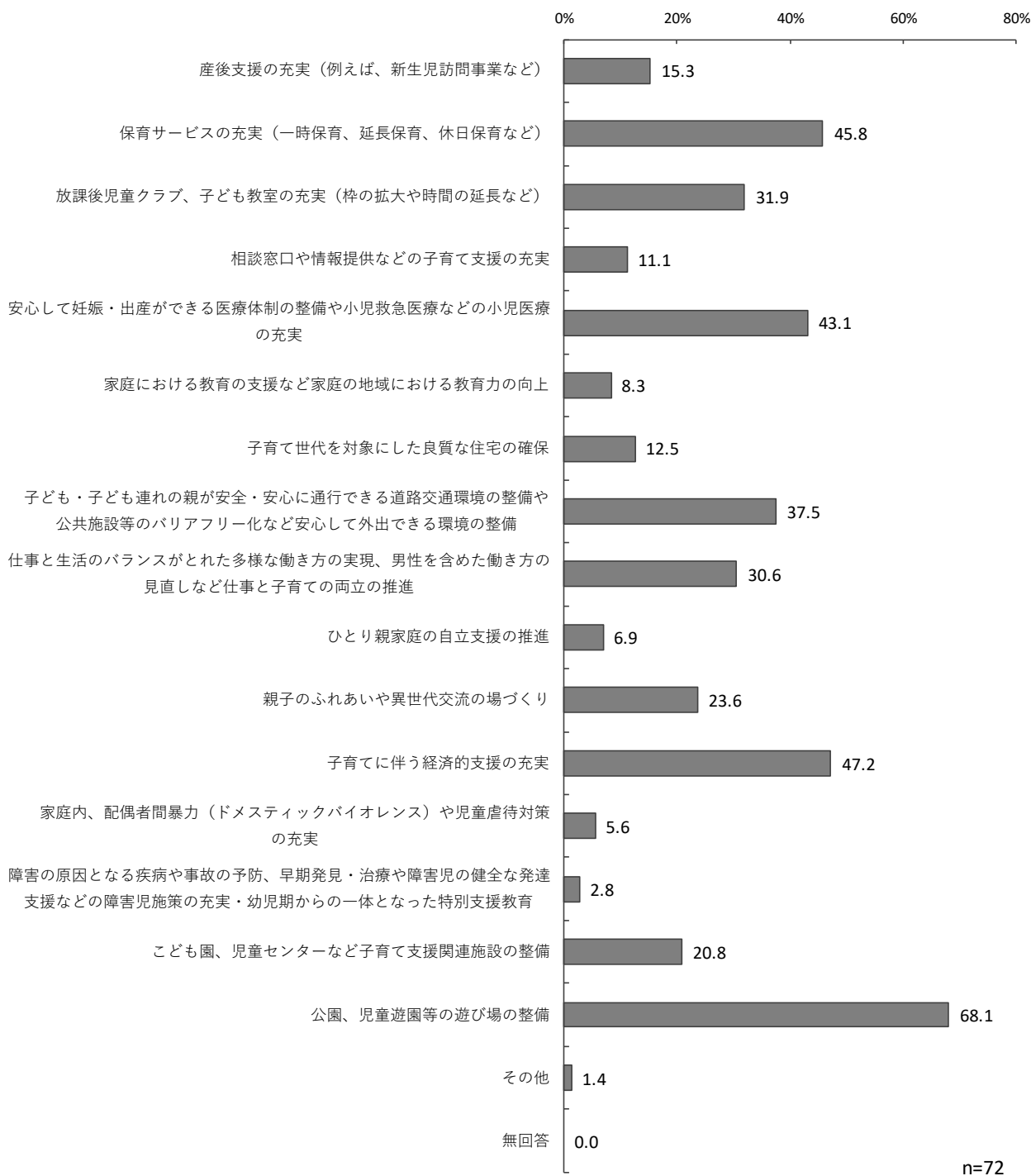
⑥ 子育てに関する日頃の悩み、気になること

子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることについては、「子どもとの時間を十分にとれない」が38.7%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が37.1%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が33.9%となっています。



⑦ 子育て支援について、国や町等が重点的に取り組む必要が高い施策

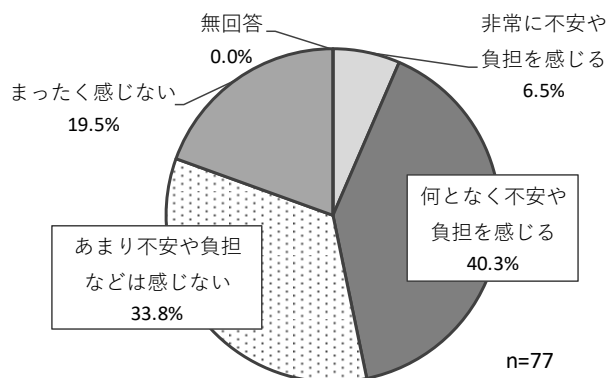
子育て支援の環境づくりに関して、国や町等が重点的に取り組む必要が高いと思われる施策については、「公園、児童遊園等の遊び場の整備」が68.1%と最も高く、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」が47.2%、「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育など）」が45.8%、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」が43.1%となっています。



(2) 小学生のいる世帯に対するアンケート調査結果

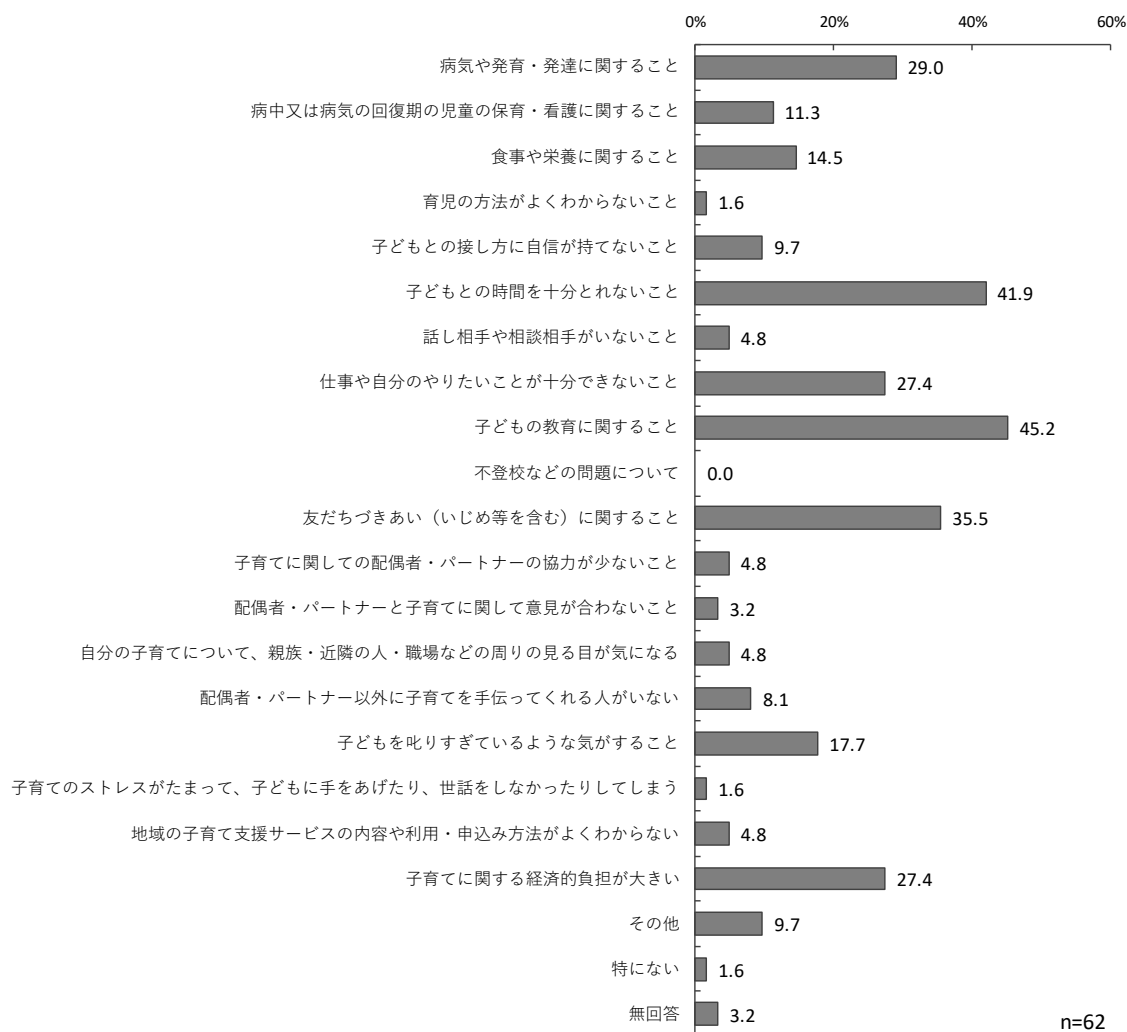
① 子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、「何となく不安や負担を感じる」が40.3%ともっとも高く、次いで「あまり不安や負担などは感じない」が33.8%、「まったく感じない」が19.5%、「非常に不安や負担を感じる」が6.5%となっています。



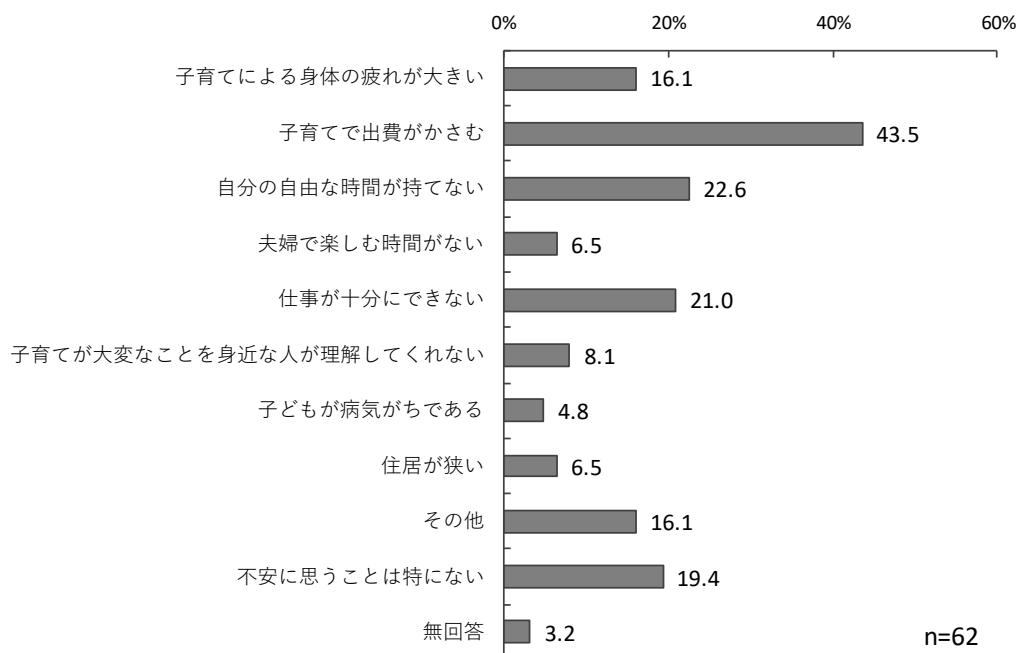
② 子育てに関する日頃の悩み、気になること

子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることについては、「子どもの教育に関すること」が45.2%ともっとも高く、次いで「子どもとの時間を十分とれないこと」が41.9%、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が35.5%となっています。



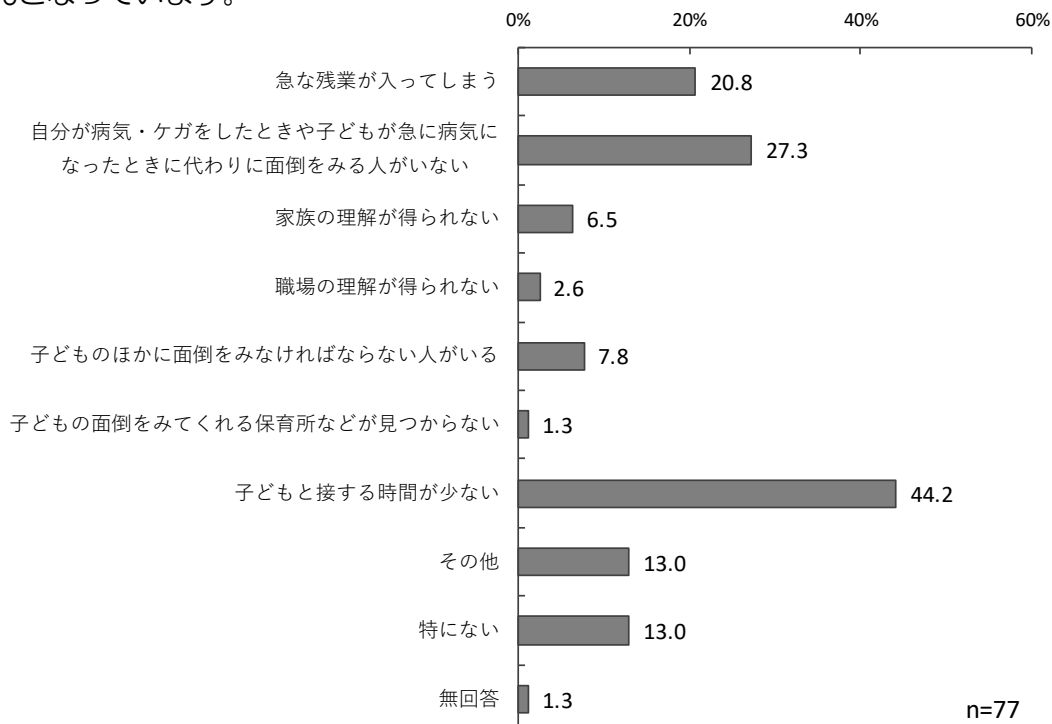
③ 子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること

子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについては、「子育てで出費がかさむ」が43.5%と最も高く、次いで「自分の自由な時間が持てない」が22.6%、「仕事が十分にできない」が21.0%となっています。



④ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

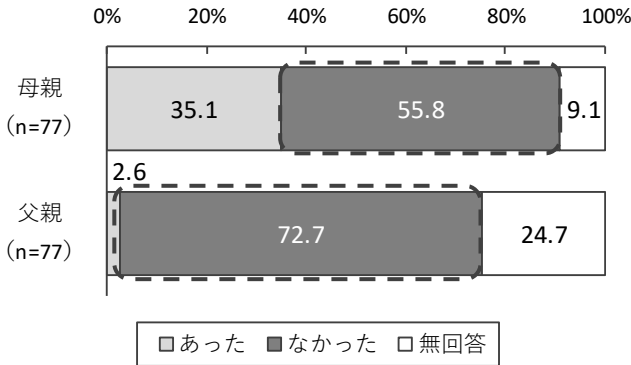
仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、「子どもと接する時間が少ない」が44.2%と最も高く、次いで「自分が病気・ケガをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」が27.3%、「急な残業が入ってしまう」が20.8%となっています。



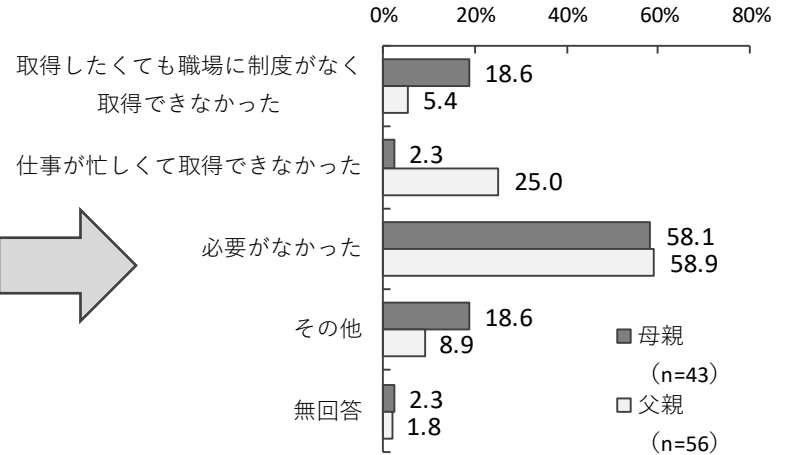
⑤ 育児休業の取得状況

育児休業を取得したことの有無をみると、母親では「なかった」が55.8%、次いで「あった」が35.1%となっており、父親では「なかった」が72.7%、「あった」が2.6%となっています。また、「なかった」理由については、母親、父親ともに「必要がなかった」がもっとも高くなっています。

【育児休業取得の有無】

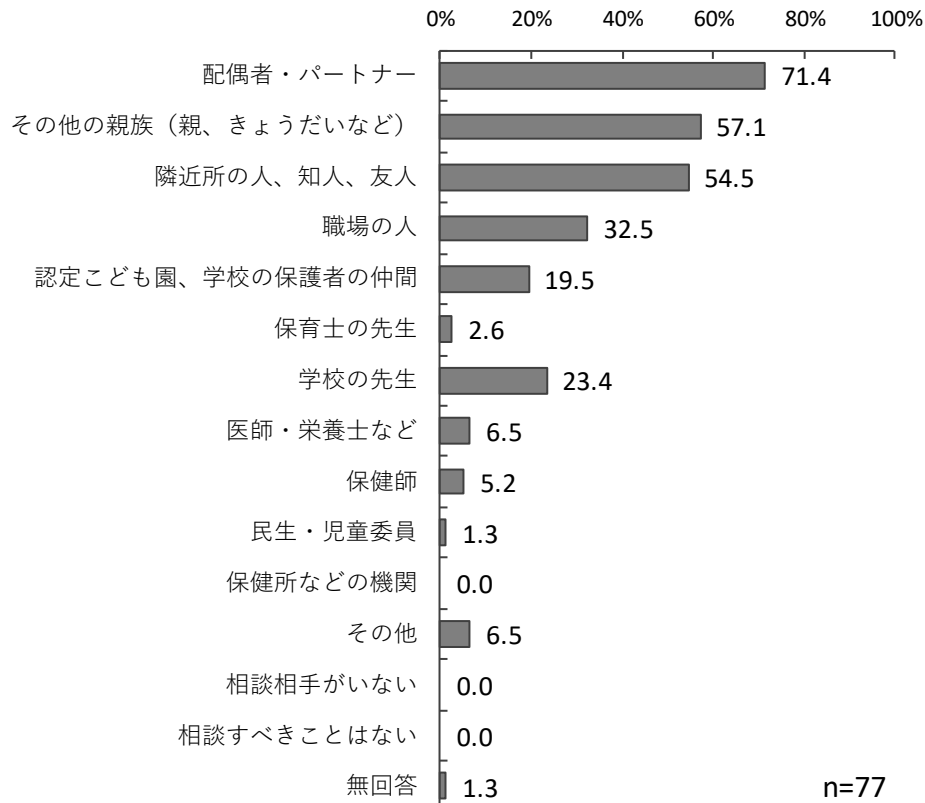


【取得しなかった理由】



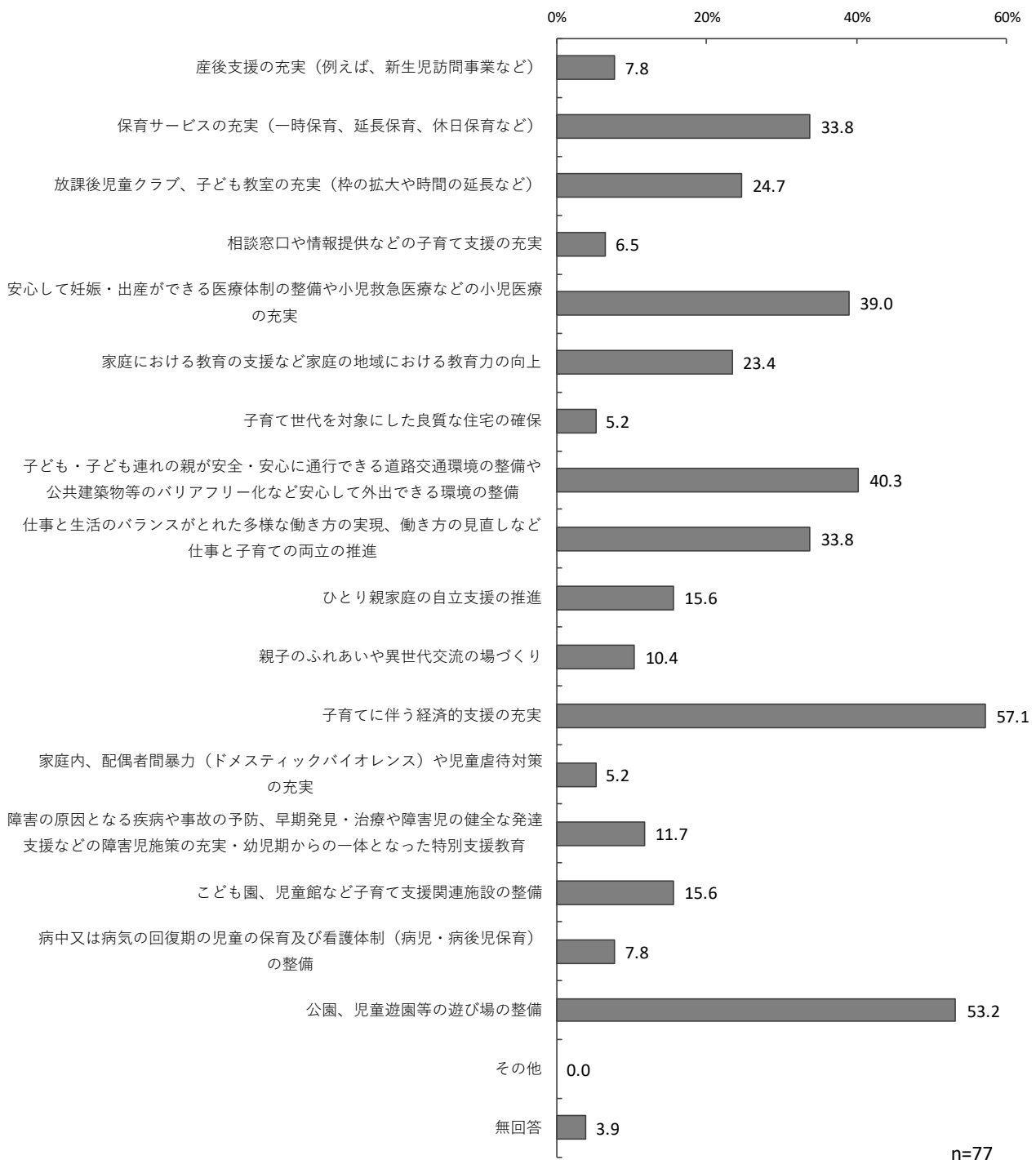
⑥ 子育てに関する相談先

子育てに関する相談先については、「配偶者・パートナー」が71.4%と最も高く、次いで「その他の親族（親、きょうだいなど）」が57.1%、「隣近所の人、知人、友人」が54.5%となっています。



⑦ 子育て支援について、国や町等が重点的に取り組む必要が高い施策

子育て支援の環境づくりに関して、国や町等が重点的に取り組む必要が高いと思われる施策については、「子育てに伴う経済的支援の充実」が57.1%と最も高く、次いで「公園、児童遊園等の遊び場の整備」が53.2%、「子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備や公共建築物等のバリアフリー化など安心して外出できる環境の整備」が40.3%、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」が39.0%となっています。



7 御宿町の子ども・子育て支援の課題

- きめ細かい子育て支援

本町の世帯の状況をみると、1世帯あたり人員の減少が続いており、核家族化が進んでいます。アンケート調査では、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について「いずれもない」と回答した人が1割おり、祖父母等の親族にみてもらっている人も相手に負担をかけていることを心配に思っている保護者がいることがうかがえます。このことから、周囲を頼ることができない家庭、心苦しさを感しつつも周囲を頼っている家庭があり、こうした家庭が孤立してしまわぬよう、きめ細かい支援を行う必要があります。

- 保護者の就労状況に即した教育・保育サービス

本町の住民の労働力率について平成22年と比較すると、ほとんどの年齢層において増加がみられ、保護者の就労率の上昇がうかがえます。特に女性の労働力率については、県・国を上回る値を示しています。アンケート調査の国や町等が重点的に取り組む必要が高い施策をみると、「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育など）」の割合が、就学前児童では45.8%、小学生では33.8%となっています。就労形態が多様化していることから、保護者の就労状況に即した教育・保育サービスの提供が求められています。

- 病児・病後児とその家族を支える取組

就学前児童のいる世帯に対するアンケート調査（以下「就学前児童アンケート調査」という。）では、子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった際に、父親または母親が休んで対応した保護者のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は約2割となっています。また、子育て支援について、国や町等が重点的に取り組む必要が高い施策についても、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」を求める声が多いことがうかがえます。病児保育や産後ケア制度の周知徹底を図るなど子育て支援制度の利用促進に取り組む必要があります。

- 仕事と子育ての両立の推進

母親の育児休業の取得率については、就学前児童、小学生ともに4割未満となっており、取得しなかった理由として職場の就業規則をあげている人が一定割合います。一方、父親の理由について、就学前児童アンケート調査をみると、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が2割を超えています。さらに、子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることについては「子育てで出費がかさむ」の割合が4割超ともっとも高く、取り組む必要が高い子育て支援施策についても、「子育てに伴う経済的支援の充実」を求める声が多いことから、経済的な負担をかかえている家庭が少なからず存在している現状がうかがえます。このため、仕事と子育ての両立の推進は、経済的支援と並行して職場での子育て支援環境の向上にも取り組む必要があると考えられます。

- 相談体制の充実

子育てについて不安や負担を感じている人の割合をみると、就学前児童、小学生ともに4割強の保護者が不安や負担を感じていることがわかります。子育てに関する相談先については、「配偶者・パートナー」のほか、「その他の親族（親、きょうだいなど）」、「隣近所の人、知人、友人」など身近な人が高い割合を示している一方、「保健師」などの専門家、「保健所などの機関」については1割未満となっています。子育て家庭の不安や負担を軽減していくためにも、関係機関の相談しやすい体制づくりや利用促進を図る必要があります。

- 親子がともに過ごせる時間の確保

子育てに関する日頃の悩み、気になることをみると、「子どもとの時間を十分にとれない」と回答している保護者が就学前児童、小学生ともに4割程度おり、仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについては、「子どもと接する時間が少ない」が4割超ともっとも高くなっています。親子がふれあう時間は子どもにとっても親にとっても大切であることから、その時間を十分に確保するためにも、ワーク・ライフ・バランスの啓発等を行う必要があります。

- 親子が安心して過ごせる環境づくり

子育て支援について、国や町等が重点的に取り組む必要が高い施策をみると、「公園、児童遊園等の遊び場の整備」を望む保護者が多く、特に就学前児童では68.1%ともっとも高くなっています。また、「子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備や公共建築物等のバリアフリー化など安心して外出できる環境の整備」の割合が就学前児童、小学生ともに高くなっていることから、親子が安心して過ごせる環境づくりを進めていく必要があります。

第4章 次世代育成支援行動計画

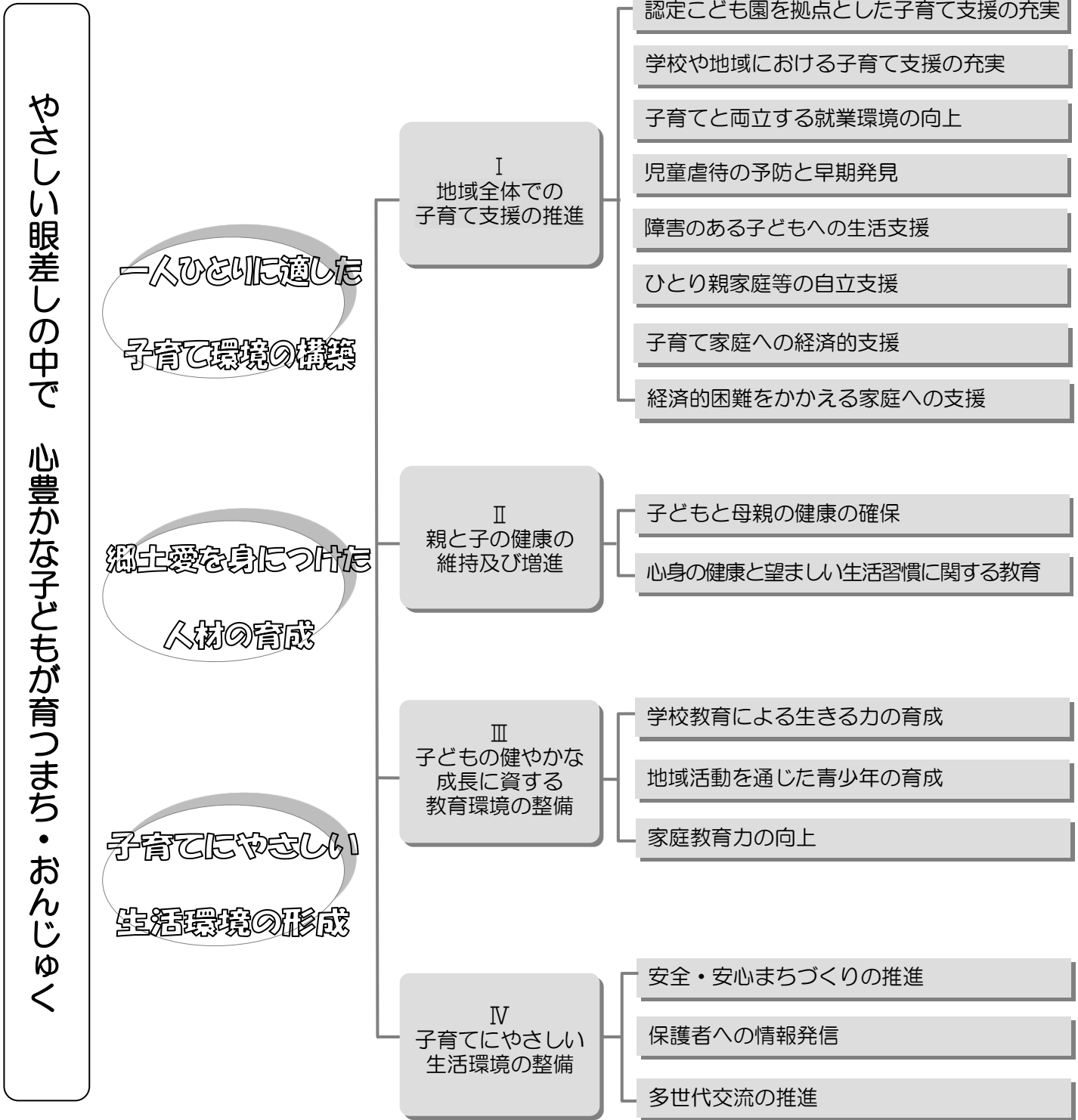
「次世代育成支援行動計画」は、核家族化や少子化等に対応するための総合的な子育て環境づくりを進めるための計画です。基本的には前期計画の「基本方針」、「施策体系」を引き継ぎ策定することとし、必要に応じて、実情に合わせ修正しています。

【基本理念】

【基本目標】

【施策方針】

【推進施策】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料

1 基本目標

基本目標1 一人ひとりに適した子育て環境の構築

今日の社会では、家庭の生活様式や子育てにおいて求められる支援は多様化してきています。そのため、本町では、多様化する家族のあり方へ対応するため、住民・地域・行政・関係機関が連携して、一人ひとりの子どもや家庭に適した子育ての環境づくりを進めます。

☆施策方針Ⅰ☆ 地域全体での子育て支援の推進

子育てに関する支援サービスの充実を図るとともに、行政、住民、民間団体が一体となり子育てを行う環境づくりに取組みます。また、子育て支援のため、教育費や医療費などへの経済的助成により負担軽減を図ります。

☆施策方針Ⅱ☆ 親と子の健康の維持及び増進

出産から成長までを視野に入れ母子ともに健康に生活を送れるよう、相談や産科医療機関と連携した産後ケアの実施など保健・医療面における支援に取り組めます。

基本目標2 郷土愛を身につけた人材の育成

時代の変化に応じて、就労・結婚・家庭・子育ての環境や、さまざまな価値観が少しずつ変化していく中で、本町で生まれ育つ子どもたちが将来にわたる郷土に対する深い愛情を身につけ、広い視野を持ち、心豊かに育つよう、学校・地域・家庭・行政が一体となり、人材育成を行う環境の整備を図ります。

☆施策方針Ⅲ☆ 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の担い手である子どもたちの心と体、そして個性が豊かに育つために教育の充実、施設の整備を図ります。また、幼少期から社会的・国際的な感覚を育成できるさまざまな事業を実施します。

基本目標3 子育てにやさしい生活環境の形成

少子化が進行している中で、“子育てに配慮した生活環境”が求められています。本町では子育てにやさしいまちという視点から、子どもたちとその家族が安心・安全に、そして快適に暮らすことのできる生活環境の向上を図ります。

☆施策方針Ⅳ☆ 子育てにやさしい生活環境の整備

子どもたちが安心して集える場所の確保、また身の周りにおける公園の管理や道路の安全性向上に取り組むとともに、保護者に対する各種サービスや行事等についての情報発信や、多世代交流の推進により、子育てにやさしい生活環境の整備に努めます。

2 施策方針

本計画では、基本理念を実現するために、3つの基本目標に向けて、次の4つを施策方針として、総合的に施策を推進します。

I 地域全体での子育て支援の推進

【現状と課題】

少子化・核家族化の進行や、地域コミュニティの希薄化に伴い、子育て家庭の孤立化が問題となっています。孤立した中での子育てに負担を感じる親のストレスの増加が懸念され、その負担感を軽減するためには、地域全体で子どもを育てる体制づくりが必要となってきます。また、女性の社会進出や共働き家庭の増加などにより、子育てと仕事を両立できる社会が求められています。

【施策の取組】

アンケート結果によると、就学前児童、小学生ともに半数近くの保護者の方が子育てに不安や負担を感じていることがわかります。そのため、保育等のサービスの充実はもとより、地域の中で子育てしやすいと感じられるような支援サービスの提供体制の充実を図ります。

また、子育てと仕事の両立支援や、就労している親の子育ての負担を軽減するために、保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭が、安心して子育てできるように、児童館や認定こども園において、子育て支援サービスの情報提供や、相談支援サービス、地域の交流活動の充実を図ります。

さらに、社会的・経済的支援が必要な家庭について、それぞれの状況に寄り添ったサポートを推進します。児童虐待については、育児不安の解消や虐待防止法の周知に取組むとともに、ネットワーク会議等を通じて関係機関の連携を図ることにより、児童虐待の防止や早期発見・早期対応に努めます。

II 親と子の健康の維持及び増進

【現状と課題】

アンケート調査では、御宿町が取組むべき事項として、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備や小児救急医療などの小児医療の充実」が就学前児童で43.1%、小学生で39.0%となっています。妊娠・出産にかかる女性の負担は重く、妊娠期の健康は母親や胎児への影響も大きいことから、子どもを健やかに生み育てるためにも、産前から産後にかけて切れ目のない支援が求められます。

【施策の取組】

安心して妊娠・出産できる環境を確保するとともに、母親の育児や発達に関する不安や悩みを軽減し、のびのびと安心して子育てができるよう各種保健事業や相談事業の充実を図ります。

また、就学前児童アンケート調査では、子育てに関する日頃の悩み、気になることとして「病気や発育・発達に関すること」や「食事や栄養に関すること」が上位に入っており、健康への関心が高いことがうかがえます。そのため、子どもと母親の健康を守るための各種保健事業を実施していきます。

さらに、思春期に対しては喫煙・薬物、性や心身の健康に関する正しい知識を身につける

ことができるよう健康教育を実施します。

子どもや母親が心身ともに元気に成長できるよう、妊娠期・出産期をはじめ、乳幼児期・学童期などのライフステージに応じて、保健福祉事業に総合的に取り組んでいくとともに、食を通じた豊かな人間性や家族の絆の形成や、心身の健全育成などにつながる「食育」に関する理解を促し、その普及を推進します。

III 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

【現状と課題】

子どもが、社会や生活環境の変化に柔軟に対応するためには、生きる力を身につけることが重要です。知識や技能の習得はもとより、思考力や表現力など、一人ひとりの個性を伸ばすとともに、他人への思いやりや自然への愛情を育み、心身ともに健やかに成長できる環境づくりが求められています。また、小学生のいる世帯に対するアンケート調査では、子育てに関する日頃の悩み、気になることとして「子どもの教育に関すること」や「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」が上位に入っており、子どもの教育と教育環境に対して不安を抱いている保護者が少なからずいることがうかがえます。

【施策の取組】

御宿町の豊かな自然・地域環境を生かしたさまざまな学習や体験の機会、地域の方々との交流の場を提供し、御宿町に愛着を持ち、豊かな人間性や思いやりの心を育てることを目指します。また、児童・生徒の状況に応じた支援を行うために、特別支援教育支援員やスクールカウンセラーを学校に配置し、よりよい教育環境づくりを進めます。さらには、グローバル化に対応するため、英語力の向上対策や異国文化との交流を促進するための支援を行います。

IV 子育てにやさしい生活環境の整備

【現状と課題】

子育て家庭にやさしい生活環境を整備するためには、交通事故や犯罪を防止する活動も必要です。また、アンケート結果では、子育てに必要なと思う施策について、就学前児童、小学生ともに「子ども・子ども連れの親が安全・安心に通行できる道路交通環境の整備や公共建築物等のバリアフリー化など安心して外出できる環境の整備」や「公園、児童遊園等の遊び場の整備」などが上位であることから、地域の中におけるハード面での子育て環境の整備を進める必要もあります。

【施策の取組】

安全・安心のまちづくりのため、交通安全教室や、ボランティアと連携したパトロール活動を実施するとともに、ハード面での環境の整備にも取り組んでいきます。

さらに、保護者に対する行事や子育て支援サービスについての情報の提供や、CCRC*構想を踏まえた施策として、多世代の交流を推進し、子育て家庭が孤立せず、人と人とのつながりのある子育て環境の整備を図るなど、ソフト面での環境整備にも取り組めます。

* 「CCRC」は、「Continuing Care Retirement Community」の略で、仕事をリタイアした人が第二の人生を健康的に楽しむ街として米国から生まれた概念です。御宿町では、生涯活躍のまち・おんじゅく（御宿版CCRC）構想に基づき、御宿町で暮らす高齢者が、豊かな自然の中で多世代と交流しながら活躍し、ともに支え合いながらいつまでも安心していきいきと暮らすことができるまちを目指して取り組んでいます。

3 施策方針ごとの事業

I 地域全体での子育て支援の推進

① 認定こども園を拠点とした子育て支援の充実

多様化する保育ニーズに合わせ、保育サービスの提供体制の整備・充実を図るとともに、積極的に地域との交流を行います。また、併設している子育て支援センターを中心に、認定こども園に入園していない子ども同士や、子育て中の親同士が交流できる場を提供し、子育ての拠点づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設として、保護者の就労等により保育が必要な生後6か月から就学前の子ども（2号・3号認定）と、それ以外の3歳以上就学前の子ども（1号認定）を受け入れます。 園の行事等の中で多世代交流や地域との交流を推進します。	保健福祉課
園庭の開放	月2、3回のペースで計画的に園庭を開放し、併せて呼び掛けを行うことで、認定こども園に入園していない子どもとの交流を図ります。	保健福祉課
子育て支援センター （認定こども園内）	子どもたちが自由に遊び、親同士が交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を行います。さらに、児童館や保健予防担当と連携し、親子を対象とした行事や相談事業を実施します。	保健福祉課

② 学校や地域における子育て支援の充実

学校や地域において、子どもが安全に過ごせる場の提供に努めます。また、親子が楽しくふれあえる場や、子育てについて気軽に相談できる場、地域の大人たちと交流できる場等の充実を図るとともに、情報の提供を行うなど、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
児童館	児童が自由に遊べる場所を提供し、さまざまな遊びや創作活動等を通じて児童の健全な育成に努めます。また、地域おこし協力隊などとの連携により、地域交流やさまざまな団体との交流を促進します。	保健福祉課
放課後子ども教室	放課後における「子どもの居場所」として、週1回公民館で実施します。地域の大人たちと協働して、子どもたちの体験活動、地域住民との交流活動を支援します。	教育課
地域子育て支援拠点事業	児童館や子育て支援センターを活用し、地域における子育て親子の交流や、子育てに関する相談・援助の場を提供するとともに、講演や指導を通じて情報の提供を行うほか、各種行事を実施し、安心して子育てができる環境整備を促進します。	保健福祉課

③ 子育てと両立する就業環境の向上

保護者の仕事中等などに安心して子どもを預けることができる場所を提供するとともに、こども園における主食の提供や送迎バスの運行などのサービスを実施します。

事業名	事業内容	担当課
通常保育	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、認定こども園において保育します。	保健福祉課
延長保育	保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常保育の時間を延長して保育します。	保健福祉課
土曜保育	保護者の就労等により土曜日に保育が必要な場合、希望により認定こども園において保育します。	保健福祉課
一時保育	保護者の急用、通院等により、家庭において一時的に子どもの保育ができない場合、認定こども園において保育します。	保健福祉課
こども園の米飯給食	保護者の負担軽減と食育の推進を図るため、認定こども園の給食において御宿産米を用いた主食を提供します。	保健福祉課
送迎バスの運行	認定こども園への子どもの送迎の負担を軽減するため、業者委託により送迎バスを運行します。	保健福祉課
放課後児童クラブ	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校1～6年生の児童を中心に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供することで、児童の健全な育成につなげます。	保健福祉課
病児保育事業	子育てと就労の両立支援として、児童が病気の療養中や病気回復期にあり、かつ保護者の勤務の都合等により自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育する病児保育事業を医療機関に委託し実施します。	保健福祉課

④ 児童虐待の予防と早期発見

乳幼児に対する相談、健診または家庭訪問等の機会を利用して、子育てについての相談支援を行うとともに、御宿町虐待防止ネットワークの強化を図り、虐待の早期発見に努めます。また、保護者や関係機関への啓発だけでなく、一般住民に対して児童虐待に関する正しい知識・情報を周知することにより、地域での虐待防止活動につなげます。

事業名	事業内容	担当課
乳幼児相談・健診	乳幼児の相談や健診事業において、母子の健康や育児についての相談・情報提供を行うとともに、健診未受診者には電話連絡等で受診勧奨や状況確認を行います。また、虐待が疑われる場合は、状況把握に努め、必要に応じて関係機関につなげます。	保健福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問を実施し、保健事業に関する情報提供や支援機関へのつながりのきっかけづくりを行います。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
御宿町虐待防止ネットワーク	保健・福祉・教育をはじめ、警察、保健所、児童相談所などの関係機関との連携を図り、情報を共有するなどネットワークの充実に取組みます。今後は、研修等の参加により、人材育成に努めます。	保健福祉課
児童虐待防止に関する正しい知識の周知	保護者や関係機関への啓発だけでなく、広報、お知らせ版等を利用して一般住民の方にも児童虐待に関する情報を提供していきます。	保健福祉課

⑤ 障害のある子どもへの生活支援

各種手当や医療費の助成等の経済的援助を行うとともに、申請に応じて補装具や日常生活用具の交付、通所支援費の給付など、各家庭の状況に応じた支援を、適切に提供します。

事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当 (国事業)	精神または身体に障害を有する児童を養育している方に、手当を支給します。	保健福祉課
障害児福祉手当 (国事業)	重度の障害を有し在宅で生活する児童に対し、手当を支給します。	保健福祉課
補装具の交付・修理	身体に障害のある児童に対し、その身体機能を補うために補装具の交付または修理を行います。	保健福祉課
重度心身障害者(児)医療費制度	重度の障害のある児童に対し、健康の保持と生活の安定を図ることを目的に、医療費等を助成します。	保健福祉課
重度障害者(児)日常生活用具給付事業	重度の障害を有し在宅で生活する児童の日常生活を支援するため、浴槽、入浴補助用具、歩行支援用具等の日常生活用具を給付します。	保健福祉課
福祉タクシー券交付制度	重度の障害を有し在宅で生活する児童の外出を支援するため、タクシー券を交付します。	保健福祉課
障害児相談支援	専門の相談員がサービス利用までの計画作成から、事業所との連絡調整、サービス利用状況の検証(モニタリング)を実施します。	保健福祉課
障害児通所支援	サービス事業所において、日常生活における基本動作の指導や、技能の付与、集団生活への適応訓練等、専門的な支援を実施します。	保健福祉課
心身障害者扶養年金制度 (県事業)	心身に障害がある児童を扶養している方が県に掛金を拠出することで、扶養者に万一のことがあった場合に、後に残された児童に対し年金を給付します。	保健福祉課
医療的ケア児に対する対策	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、関係機関が連携を図るための協議の場の設置について検討します。	保健福祉課

⑥ ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親の自立支援のため、各種サービスを提供するとともに、支援を必要としている家庭に適切なサービスが行き届くよう、事業の周知に努めます。

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等医療費等助成事業	18歳の年度末までの児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童に関して医療費の一部を助成します。	保健福祉課
児童扶養手当（国事業）	離婚等により父子家庭や母子家庭となった方や、両親がいない児童を親に代わって養育している方などを対象に、手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭入学祝金配当事業	ひとり親家庭の児童が小学校または中学校に入学する際に祝金を支給します。	社会福祉協議会

⑦ 子育て家庭への経済的支援

すべての子育て家庭が安心して子育てを行えるように、児童を出産・養育する方に対するの祝金支給、高校生通学定期券の購入費補助、医療費助成等を実施するほか、小中学生を対象とした入学準備金や修学旅行費用の補助などを実施し、保護者の負担軽減を図ります。また、各種助成サービス等の周知・充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
児童手当	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的に、児童を養育している方に手当を支給します。	保健福祉課
出産育児祝金	少子化対策の一環として、子どもを出産し養育する保護者に祝金（10万円）を支給します。	保健福祉課
御宿町子ども医療費助成事業	子ども保健対策の充実に努めるとともに、保護者の経済的負担を軽減するために、中学生までの医療費の一部を助成します。	保健福祉課
高校生医療費助成事業	高校生に相当する年齢の児童（就職している児童を除く。）を対象に、医療費の一部を助成し、児童の保健対策の充実に努めるとともに、保護者の経済的負担軽減を図ります。	保健福祉課
高校生通学定期券購入費補助	町内から通学する高校生のいる世帯の経済的負担を軽減することで、子育て環境の向上を図ることを目的として、通学定期券購入費の一部を補助します。	保健福祉課
小中学校等入学準備金	御宿小中学校（布施小学校及び特別支援学校の小学部及び中学部も含む。）入学時にジャージや体操服の購入費の一部を補助します。	教育課
小中学生修学旅行費用助成	御宿小中学校（布施小学校及び特別支援学校の小学部及び中学部も含む。）修学旅行費用に対し、小学生1人あたり1万円、中学生1人あたり3万5千円を助成します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
入学準備金給付制度	高等学校等の入学準備金の調達が困難な方に対して入学準備金の一部を給付します。(所得制限あり)	教育課
児童インフルエンザ予防接種費用助成事業	高校生以下の年齢に相当するお子さんのインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。	保健福祉課
ひとり親家庭等医療費等助成事業【再掲】	18歳の年度末までの児童を監護している母子家庭の母、父子家庭の父及び児童に関して医療費の一部を助成します。	保健福祉課
児童扶養手当(国事業)【再掲】	離婚等により父子家庭や母子家庭となった方や、両親がいない児童を親に代わって養育している方などを対象に、手当を支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭入学祝金【再掲】	ひとり親家庭の児童が小学校または中学校に入学する際に祝金を支給します。	社会福祉協議会
特別児童扶養手当(国事業)【再掲】	精神または身体に障害を有する児童を養育している方に、手当を支給します。	保健福祉課
障害児福祉手当(国事業)【再掲】	重度の障害を有し在宅で生活する児童に対し、手当を支給します。	保健福祉課
紙おむつ用ごみ袋支給事業	新生児に紙おむつ用のごみ袋を支給します。	保健福祉課

⑧ 経済的困難をかかえる家庭への支援

経済的困難をかかえる家庭に対し、入学準備金の補助を実施するなどの経済的支援を実施するほか、窓口や他の事業で生活困窮の状況を把握した場合は関係機関や適切な相談機関につなげます。また、保護者の経済的自立につなげるため雇用に関する情報の提供や、職業訓練助成制度等について、ポスターやパンフレットにてPRを行っていきます。

事業名	事業内容	担当課
入学準備金給付制度【再掲】	高等学校等の入学準備金の調達が困難な方に対して入学準備金の一部を給付します。(所得制限あり)	教育課
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者の方に学用品費や給食費などの援助を行います。	教育費
こども園給食費減免	住民税非課税世帯に属するこども園の園児(3歳以上)に対し、給食費を免除します。	保健福祉課
関係機関との連携	窓口対応の際に生活困窮の状況を把握した場合は、関係機関や適切な相談機関につなげます。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
夷隅圏域生活困窮者自立支援事業との連携	夷隅圏域生活困窮者自立支援事業の支援調整会議において、児童の属する世帯の貧困等を確認した場合は、必要に応じ町の支援制度につなげます。	保健福祉課
雇用推進対策	国・県の職業訓練助成制度など雇用に関する情報を広くPRするため、引き続き情報提供を図っていきます。	産業観光課

II 親と子の健康の維持及び増進

① 子どもと母親の健康の確保

子どもと母親の健康の確保のため、各種健診や家庭訪問などを実施します。また、健診の際に健康づくりのための指導・相談支援を行うとともに、健診や予防接種にかかる経済的負担の軽減に努めるなど、子育て家庭を多方面からサポートします。

事業名	事業内容	担当課
子育て相談	妊娠中の方や18歳までの児童を対象に、保健師・栄養士による相談事業を実施します。	保健福祉課
乳幼児相談	乳幼児の発育・発達の評価や、育児情報の提供、個々の乳幼児に合った育児相談・指導を行い、幼児健診後のフォローもできる体制を整備します。	保健福祉課
1歳6か月児健康診査	心身の発育・発達・疾病等の評価のため、内科・歯科健診を実施するとともに、歯科・栄養・保健指導を行います。また、歯科・栄養・保健・家庭教育相談により、多方面からの母子の支援に取組みます。	保健福祉課
2歳児歯科健康診査及びフッ化物歯面塗布事業	むし歯予防と歯科保健意識の高揚のため、2歳児を対象に、歯科健康診査、フッ化物歯面塗布及び健診結果に基づいた歯科指導を、委託した町内歯科医院で実施します。	保健福祉課
妊産婦・新生児訪問指導	保健指導を必要とする妊産婦及び新生児の家庭を訪問し、相談・指導を行うことで、出産や育児に関する不安の軽減を図るとともに、新生児期における育児支援を行います。	保健福祉課
3歳児健康診査	心身の発育・発達・疾病等の評価のため、内科・歯科健診を実施するとともに、歯科・栄養・保健指導を行います。また、歯科・栄養・保健・家庭教育相談により、多方面からの母子の支援に取組みます。	保健福祉課
妊婦・乳児一般健康診査	疾病等に関する予防と、身体の異常の有無を早期発見し、適切な指導をするための健康診査を委託医療機関に委託して実施します。契約医療機関外での受診については償還払いを行い、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 【再掲】	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の全戸訪問を実施し、保健事業に関する情報提供や支援機関へのつながりのきっかけづくりを行います。	保健福祉課
小児救急医療体制	小児・周産期救急体制について、母子健康手帳交付時に子ども急病電話相談ダイヤルの周知を図るほか、広報やホームページ、子育てハンドブック等を活用した周知に取組みます。	保健福祉課
児童インフルエンザ予防接種費用助成事業 【再掲】	高校生以下の年齢に相当するお子さんのインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。	保健福祉課
産後ケア事業	出産後のお母さんと赤ちゃんに対して心身のケアや育児のサポート等を行い、退院後も安心して自宅で生活できるよう支援します。	保健福祉課
つくしくらぶ	子どもの発語や発音、行動等に不安を持つ保護者に対し、臨床発達心理士や言語聴覚士、保健師等が相談指導を行います。	保健福祉課
子育て世代包括支援センター	妊産婦や乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談への対応や関係機関との連絡調整を実施するなど、妊産婦や乳幼児等に対し切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを設置します。	保健福祉課
リズム体操	幼児期に無理なく身体活動を行う習慣を身につけるための体操教室を実施します。（こども園の年中、年長園児を対象）	教育課

② 心身の健康と望ましい生活習慣に関する教育

児童・生徒が生命や健康に関する正しい知識を習得できるよう、小・中学校における健康教育の充実を図ります。また、食を通じた健康づくりを推進するため、家庭や地域を含めた食育教育の充実にも取組みます。さらに、保健所と学校保健の連携のもと、外部講師による思春期教室や薬物乱用防止教室を実施し、児童・生徒の健全育成に努めます。

事業名	事業内容	担当課
学校保健	歯科衛生士による歯磨き教室を実施するなど、児童・生徒が主体的に健康づくりに取り組む指導を行います。	教育課 保健福祉課
食育教育	食についての知識を深められるよう、栄養教諭が指導を行います。また、保護者参加によるバイキング給食を実施するほか、御宿の海でとれたサザエを使った“サザエカレー”を年に1回提供します。さらに、御宿の食文化のよさを伝えるために、元海女さんをゲストティーチャーとして招聘し、“寒天でゼリーづくり体験”を実施するなど、地域人材や地場産物を活用した食育を推進します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
保健所と学校保健の連携による思春期保健対策	薬物乱用防止教育、喫煙対策事業について、児童・生徒が関心・認識を深められるよう、保健担当教諭や養護教諭が中心となって指導を行います。また、外部講師による思春期教室や薬物乱用防止教室を実施します。	教育課
保健推進会	小中学校の養護教諭・栄養教諭、こども園の保育士、町保健師・栄養士の連携により、朝ごはんチェックカードを実施し朝食摂取率の向上を図るとともに、歯科保健や睡眠など生活習慣についての課題を共有し、改善に向けた検討を行います。	保健福祉課 教育課
こども園食育講習会「チャレンジ！クッキング」	食への関心を高め、望ましい食生活につなげるため、こども園と食生活改善会の協働により、5歳児を対象とした食育講習会を実施し、幼少期からの食育を推進します。	保健福祉課
特別支援教育支援員配置事業	小・中学校において、個別の支援が必要な児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズや合理的配慮に合わせた教育を支援します。	教育課

III 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

① 学校教育による生きる力の育成

これからの社会の変化に柔軟に対応できるよう、基礎学力や体力の向上はもとより、さまざまな体験・学習を通して子どもの「生きる力」を育てる教育を推進していきます。また、特別支援教育支援員やスクールカウンセラーを学校に配置し、児童・生徒の状況に応じた支援を行うとともに、教育相談の充実に取り組めます。併せて、学校の情報提供と学校への意見を募るため、地域と意見交換できる場を提供するほか、地域との連携により、海や山など豊かな自然を児童生徒の学習素材とし、実際に見る・聞く・ふれるなど体験的な活動を通して地域を学ぶ特色ある教育活動を推進します。

さらに、グローバル化の進展に伴い、今後ますます外国の言葉や多様な文化と接する機会が増えると想定されることから、幼少期からの英語教室や国際交流事業を実施し、英語力の向上と異国文化との交流を促進します。

事業名	事業内容	担当課
チームティーチング	複数の教師がチームを組んで授業を行います。教師のそれぞれの専門性や特技を發揮しながら役割を分担し、一人ひとりの児童・生徒にきめ細やかに学習指導を行います。今後は、チームティーチングによる学習指導ができるよう、教員、講師の増置について県教育委員会に要望していきます。	教育課
特別支援教育支援員配置事業【再掲】	小・中学校において、個別の支援が必要な児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別支援教育支援員を配置し、個々のニーズや合理的配慮に合わせた教育を支援します。	教育課

事業名	事業内容	担当課
スクールカウンセラー派遣事業	学校生活における悩みや不安などの相談を行います。いじめ問題の低年齢化が全国的な問題となっていることから、小学校にもスクールカウンセラーを配置します。	教育課
地域ミニ集会	地域住民等の意向を学校運営に適切に把握・反映させていくため、学校の情報提供と同時に学校への意見などを広く地域・保護者から募るための集会を開催します。	教育課
小学生週末英語教室	小学生が英語に慣れ親しみ、外国語（英語）の授業にスムーズに対応できるよう、小学校4年生を対象に週末英語教室を実施します。	教育課
こども園でのALTの活用	小中学校のALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）をこども園にも派遣し、幼少期から英語にふれる環境づくりを推進します。	保健福祉課
国際交流	サン・フランシスコ号救助の史実と日本、スペイン、メキシコ合衆国の友好の絆を後世に伝えるため、日西墨友好の絆記念日の周知を行うとともに、スペイン・メキシコ友好コンサートの開催により文化交流を図ります。	産業観光課 教育課

② 地域活動を通じた青少年の育成

御宿町の豊かな自然と伝統文化を生かした地域活動を通して、さまざまな体験の機会を児童・生徒に提供し、児童・生徒の健全育成と郷土愛の醸成に努めます。また、町文化祭やスポーツ大会については、コンパクトな形で実施することにより、町民の参加を促進します。

事業名	事業内容	担当課
海と山の子交流事業	御宿中学校（海の子）と野沢温泉中学校（山の子）の生徒が相互に友情を深め、それぞれの地域を知ることにより、社会的視野を広げます。	教育課
各種文化団体の育成援助	公民館自主活動グループ（登録団体）の公民館使用料を半額減免するなど、町内の各種文化団体の活動を支援します。	教育課
文化体験プログラム	年に4回実施しています。社会の変化に主体的に対応できるよう、知識や技術を身につけ、生涯にわたって学び続けることを支援します。	教育課
子ども会育成会の援助・指導	地区子ども会育成会団体の主体性を尊重しつつ、相互の連絡・連携を深め、活動の発展を図ることで、子どもたちの異年齢間の交流や、地域での居場所づくりを推進します。	教育課
町文化祭の開催	音楽の集い、芸能発表大会や各種作品展示会を開催し、学習の成果を発表する場を設けることで、学習意欲と文化力の向上につなげます。	教育課
わくわくスポーツ大会	スポーツを通じた世代間交流を促進し、融和と健康を育みます。スポーツ大会については、参加しやすいようコンパクトな形で実施します。	社会福祉協議会

事業名	事業内容	担当課
放課後子ども教室【再掲】	放課後における「子どもの居場所」として、週1回公民館で実施します。地域の大人たちと協働して、子どもたちの体験活動、地域住民との交流活動を支援します。	教育課
インリーダー講習会	町内の小学6年生を対象に、子ども会の運営に必要な技術や知識を身につける講習会を開催します。	教育課
B & G健康づくり教室の実施	海洋センターにおいて、幼児期から中高年までの健康づくりや運動に親しむための教室を開催します。スポーツ推進委員と連携し、新種目の体験教室の導入も含め、各教室の実施内容の検討を行います。	教育課
公民館主催教室の開催	英会話教室や菜園教室、習字教室等の各種教室を公民館で開催し、生涯学習の推進を図ります。	教育課
高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の奨励	各小学校が、町内老人クラブと連携しながら、子どもたちと高齢者との交流活動を行います。	教育課
地域の交流拠点の整備	高齢者と子どもが気軽に集い、交流できる拠点の整備に努めます。	保健福祉課

③ 家庭教育力の向上

子育て相談や家庭教育相談などで保護者の相談に対応するとともに、児童館や子育て支援センターなどで保護者を対象とした講話などを実施し、家庭での教育力の向上を図ります。

事業名	事業内容	担当課
子育て相談【再掲】	妊娠中の方や18歳までの児童を対象に、保健師・栄養士による相談事業を実施します。	保健福祉課
地域子育て支援拠点事業【再掲】	児童館や子育て支援センターを活用し、地域における子育て親子の交流や、子育てに関する相談・援助の場を提供するとともに、講演や指導を通じて情報の提供を行うほか、各種行事を実施し、安心して子育てができる環境整備を促進します。	保健福祉課
家庭教育相談	家庭教育指導員により、児童・生徒の養育に関する諸問題についての相談を行います。平日の日中だけでなく、土曜日の日中や平日の夜間にも相談できる体制を整えます。	教育課

IV 子育てにやさしい生活環境の整備

① 安全・安心まちづくりの推進

子どもの交通事故防止のための交通安全教室の開催や、防犯対策としての地区防犯パトロール隊による見回りを行います。また、保護者に対し不審者情報などの防犯に関する情報を提供し、安全で安心なまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室	幼児・児童・生徒を対象とした交通安全教室を開催し、交通ルールとマナーを習得し、交通事故の防止に努めます。今後は、各関係機関と連携を図り、改善点等を協議し、改善に努めます。	教育課 保健福祉課 総務課
安全で安心なまちづくり推進協議会（パトロール隊）	地区防犯パトロール隊が、犯罪や交通事故等の発生地域を巡回し、安全で安心な地域づくりを推進します。	総務課
保護者への情報提供（フェアキャストの活用）	フェアキャストを活用し、学校・こども園・放課後児童クラブからの連絡事項や不審者情報などの情報をメールで保護者に提供します。	教育課 保健福祉課

② 保護者への情報発信

子育て支援のサービスや行事、健康診査等に関する情報などを冊子やリーフレットにまとめ、対象者に配布します。また、町ホームページやアプリ、SNSなどを活用し、利用者が情報をキャッチしやすい方法による情報発信に努めます。

事業名	事業内容	担当課
子育てハンドブックの配布	妊娠期から子育て世代に対する各種サービスや施設利用等の情報を冊子にまとめたものです。母子健康手帳交付時に窓口で配布するほか、町ホームページにも掲載します。	保健福祉課
子育て情報配信サービス	母親の健康状態や子どもの成長の過程を画像と一緒にスマートフォンで管理することができる「母子健康手帳アプリ」を活用し、妊娠週数やお子さんの月齢に合わせた情報を配信します。	保健福祉課
たんぽぽ通信	子育て支援センター及び児童館の行事日程や各種お知らせをまとめたたんぽぽ通信を月1回発行します。子育て支援センター等の利用者には個別に送付するほか、町ホームページにも掲載します。	保健福祉課
保健事業予定表の配布	健康診査や相談事業などの母子保健事業の年間予定についてまとめた保健事業予定表を、毎年全戸配布します。	保健福祉課
保護者への情報提供（フェアキャストの活用） 【再掲】	フェアキャストを活用し、学校・こども園・放課後児童クラブからの連絡事項や不審者情報などの情報をメールで保護者に提供します。	教育課 保健福祉課

事業名	事業内容	担当課
特別支援ガイドブック「コスモス」配布	御宿町・いすみ市・勝浦市・大多喜町（夷隅圏域）で作成した、夷隅圏域へ居住または通学する児童及び保護者の方へ向けた福祉サービスのガイドブックを窓口で配布するほか、町ホームページにも掲載します。	保健福祉課

③ 多世代交流の推進

地域の高齢者の方との交流や、地域の自然を生かした体験活動等を通じて、児童の健全育成を図ります。事業を実施するにあたっては、各団体やボランティアの方と連携し、内容の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
高齢者の生きがいづくりと社会参加活動の奨励 【再掲】	各小学校が、町内老人クラブと連携しながら、子どもたちと高齢者との交流活動を行います。	教育課
さつまいも栽培	こども園において、地域のボランティアの協力により、さつまいもの苗植えや芋ほりなど子どもたちの自然体験の機会をつくれます。また、収穫したさつまいもを用いて焼き芋大会を開催し、地域の方との交流を促進します。	保健福祉課
高齢者との交流	地域の高齢者に親しみと感謝の気持ちを持つため、老人クラブや老人ホームへの訪問、スポーツ大会の参加により、高齢者との交流を図ります。	保健福祉課 社会福祉協議会
地域の交流拠点の整備 【再掲】	高齢者と子どもが気軽に集い、交流できる拠点の整備に努めます。	保健福祉課
児童館 【再掲】	児童が自由に遊べる場所を提供し、さまざまな遊びや創作活動等を通じて児童の健全な育成に努めます。また、地域おこし協力隊などとの連携により、地域交流やさまざまな団体との交流を促進します。	保健福祉課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図るための計画です。この支援事業計画では、保育需要を把握し、教育・保育施設等の整備計画を策定します。

1 教育・保育提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

本町では、地域の特性を踏まえ1つの教育・保育提供区域として設定します。

2 児童の推計人口

0歳から11歳までの人口は、平成31年の382人から、令和6年には25人減の357人となる見込みです。

児童の人口推計

単位：人

年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	21	19	18	17	15	15
1歳	23	24	22	21	20	18
2歳	26	23	24	22	21	20
小計	70	66	64	60	56	53
3歳	38	27	24	25	23	22
4歳	25	39	28	25	26	24
5歳	32	26	41	30	26	27
小計	95	92	93	80	75	73
6歳	36	36	29	46	34	29
7歳	35	39	40	32	51	38
8歳	38	36	40	41	33	53
9歳	31	37	35	39	40	32
10歳	49	31	37	35	39	40
11歳	28	49	31	37	35	39
小計	217	228	212	230	232	231
計	382	386	369	370	363	357

平成31年は4月1日現在（住民基本台帳）の人口で、令和2年～令和6年はコーホート変化率を用いた推計人口です。

コーホート変化率とは、同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法をいいます。

3 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望などを勘案して、以下の区分で設定します。

量の見込みによる認定区分と給付の内容など

認定区分	給付の内容	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	●教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において保育を受けることが困難であるもの	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など

幼児期の学校教育・保育の量の見込みの算出結果

単位：人

年度	1号	2号		3号
		幼児期の学校教育の利用希望が高い	その他	保育
令和2年	13	0	78	41
令和3年	14	0	81	41
令和4年	12	0	72	40
令和5年	12	0	72	37
令和6年	12	0	72	35

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
資料

(2) 提供体制の確保

おんじゅく認定こども園及び一時預かりにより「量の見込み」に対応する必要数を確保することとし、必要に応じて幼児教育・保育施設及び地域型保育事業の整備を検討します。

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方針

令和2年度

		1号	2号		3号
			幼児期の学校教育の利用希望が高い	その他	保育
量の見込み（人）		13	0	78	41
確保方針（人）	特定教育・保育施設	13	0	78	35
	その他	0	0	0	一時預かり 6
	計	13	0	78	41
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1

令和3年度

		1号	2号		3号
			幼児期の学校教育の利用希望が高い	その他	保育
量の見込み（人）		14	0	81	41
確保方針（人）	特定教育・保育施設	14	0	81	35
	その他	0	0	0	一時預かり 6
	計	14	0	81	41
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1

令和4年度

		1号	2号		3号
			幼児期の学校教育の利用希望が高い	その他	保育
量の見込み（人）		12	0	72	40
確保方針（人）	特定教育・保育施設	12	0	72	35
	その他	0	0	0	一時預かり 5
	計	12	0	72	40
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1

令和5年度

		1号	2号		3号
			幼児期の学校教育の利用 希望が高い	その他	保育
量の見込み（人）		12	0	72	37
確保 方策 （人）	特定教育・保育施設	12	0	72	35
	その他	0	0	0	一時預かり 2
	計	12	0	72	37
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1

令和6年度

		1号	2号		3号
			幼児期の学校教育の利用 希望が高い	その他	保育
量の見込み（人）		12	0	72	35
確保 方策 （人）	特定教育・保育施設	12	0	72	35
	その他	0	0	0	0
	計	12	0	72	35
	実施箇所数（か所）	1	1	1	1

（3）子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つことから、保護者の就労状況の変化などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れることが可能なため、子どもにとっても継続的かつ安定的な保育環境を提供することができる施設です。

本町では、平成29年4月に御宿保育所と岩和田保育所を統合し、令和元年度現在においては、認定こども園に移行し、町内全域を対象に教育・保育を提供しています。

教育・保育の研修会への参加等により、職員の資質の向上を図り、幼児期における教育・保育の一層の充実に努めます。

(4) 幼児教育・保育無償化への対応

令和元年10月より実施された幼児教育・保育無償化は、幼児教育・保育の重要性や負担軽減を図る少子化対策の観点から実施される取組であり、この円滑な実施に努めます。

また、制度改正に伴い、新制度未移行幼稚園の利用料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法については償還払いを基本とし公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため法定代理受領による給付について検討します。

施設種別		対象となる子ども	内容
幼稚園		3～5歳	子ども・子育て支援制度に移行している幼稚園は月額上限2.57万円として、利用料が無償化されます。
認可保育園 認定こども園 地域型保育 企業主導型保育事業		0～5歳	0～2歳は住民税非課税世帯を対象とし、3歳以上はすべての子どもの利用料が無償化されます。
子育てのための施設等利用給付	子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園	3～5歳	子ども・子育て支援制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化されます。
	特別支援学校の幼稚部	3～5歳	3～5歳の就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用する子どもたちについて、利用料が無償化されます。
	認可外(無認可)保育園	0～5歳	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化され、0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化されます。
	預かり保育事業	3～5歳	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
	一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	0～5歳	特定教育・保育施設(保育所・認定こども園)または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額(3～5歳までの場合、月額3.7万円)まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。

4 地域子ども・子育て支援事業

御宿町では、国の示す 11 事業のうち、現在 9 事業を実施しています。

前期計画では、アンケート調査をもとに各事業の「量の見込み」を算出していましたが、本計画においては、より実情に合った見込み量となるよう、アンケート調査に加え、過去の実績を踏まえて「量の見込み」を算出し、それに対する「確保の内容」、「実施方針」を示しています。

なお、未実施の事業については、ニーズ量や事業者の状況等により、必要に応じて実施に向けた検討を進めていきます。

＜国の示す地域子ども・子育て支援事業＞（参考）

※教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の別表第三「地域子ども・子育て支援事業の参酌標準」による順番、事業名称（ ）内は、略称・通称など

- ①利用者支援に関する事業（利用者支援）
- ②時間外保育事業（延長保育事業）
- ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）
- ⑨病児保育事業（病児・病後児保育事業）
- ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

その他に

- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【家庭類型の種類】

目標事業量算出のために実施したアンケート調査結果をもとに、対象となる子どもの父母の有無や就労状況から8種類の「家庭類型」を設定し、それぞれのニーズ量を算出します。その結果と過去の利用実績を参考に目標事業量を設定します。

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+48 時間～120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満+48 時間～120 時間の一部)
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+48 時間～120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満+48 時間～120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

【地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出結果】

① 利用者支援に関する事業（利用者支援）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (か所)	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

② 時間外保育事業（延長保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	13	13	13	12	12

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	小学1年生	8	8	8	8	8
	小学2年生	15	14	15	14	15
	小学3年生	8	8	8	8	8
	計（低学年）	31	30	31	30	31
	小学4年生	1	1	1	1	1
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	計（高学年）	1	1	1	1	1

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (1年間あたりの人日)	0	0	0	0	0

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (件)	19	18	17	15	15

⑥ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	13	13	13	13	12

⑦ 地域子育て支援拠点事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (1年間あたりの人日)	590	590	573	540	506

⑧ 一時預かり事業

預かり保育（幼稚園または認定こども園の1号認定の子どもを対象とした預かり保育）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定による利用 (1年間あたりの人日)	2	2	2	2	2
2号認定による利用 (1年間あたりの人日)	0	0	0	0	0

一時預かり事業（一時保育）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
在園児対象型以外 (1年間あたりの人日)	126	129	119	116	113

⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (1年間あたりの人日)	9	10	9	9	8

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (1週間あたりの人日)	0	0	0	0	0

⑪ 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	36	34	34	34	33

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

教育・保育施設や地域の子育て支援の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業です。

【現在の取組】

実施箇所数（実績）

単位：か所

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
実施 箇所数	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

【実施機関】

保健福祉課

【計画期間内における目標事業量】

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	基本型・特定型	0	0	0	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

【実施方針】

保健師が栄養士、臨床発達心理士、言語聴覚士などの専門職とともに、乳幼児期の親子、妊娠中から18歳までの子ども、発達に不安のある子どもと家族などを対象に、相談事業を実施します。

子育て世代包括支援センターを設置した場合は、業務を引き継ぎます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労時間や通勤時間の確保のため、通常保育の時間を延長して、子どもを保育所等で預かる事業です。

【現在の取組】

利用者数（実績）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
利用者数	0	0	17	19	14

【計画期間内における目標事業量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 利用者数（人）	13	13	13	12	12
確保方策 利用者数（人）	13	13	13	12	12
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1

※時間外保育事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：タイプA、B、C、E 対象年齢：0～5歳

※家庭類型については、P59をご参照ください。

【実施施設】

おんじゅく認定こども園

【実施方針】

おんじゅく認定こども園において、通常の保育時間（短時間：8:30～15:30、標準時間：7:30～18:30）以外の時間に保育を必要とする場合、開所時間の範囲において延長保育を実施します。

（3）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現在の取組】

学童保育の登録数、参加児童数（実績）

単位：人

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （延べ人数は 見込み）
登録数	28	29	31	26	30
平日（延べ人数）	4,751	4,345	4,620	3,851	4,742
土曜（延べ人数）	40	43	36	46	60

【計画期間内における目標事業量】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人)	小学1年生	8	8	8	8	8
	小学2年生	15	14	15	14	15
	小学3年生	8	8	8	8	8
	計(低学年)	31	30	31	30	31
	小学4年生	1	1	1	1	1
	小学5年生	0	0	0	0	0
	小学6年生	0	0	0	0	0
	計(高学年)	1	1	1	1	1
確保方策 低学年(人)		31	30	31	30	31
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1
確保方策 高学年(人)		1	1	1	1	1
実施箇所数(か所)		1	1	1	1	1

※放課後児童健全育成事業の量の見込み(ニーズ量)

対象となる潜在家庭類型：タイプA、B、C、E 対象年齢：小学校の低学年と高学年

【実施施設】

放課後児童クラブおんじゅく(御宿児童館内)

【実施方針】

放課後児童健全育成事業の実施については、国の「新・放課後子ども総合プラン」の取組方針を踏まえ、町の実情に合わせた方法で実施します。

小学校低学年・高学年ともに、学童保育利用ニーズは、現在の施設で確保できる見込みであることから、当面は今までとおり児童館で実施していきます。

<「新・放課後子ども総合プラン」の令和6年度までの取組方針>

- 新・放課後子ども総合プランに沿って、小学校に就学しているすべての児童が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。
- 放課後児童クラブ及び地区住民等の協力を得ながら、学習や体験・交流活動などを、地区まちづくりセンターや小学校を利用して、実施します。
- 放課後児童クラブなどの事業に関しては、教育部局と福祉部局で連携して実施していきます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型に向けた検討を行います。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的または身体的な理由等で休息をとる必要があり、子どもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭で子どもを預かる事業です。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

単位：1年間あたりの人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策					

※子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：すべての家庭類型 対象年齢：0～5歳

【実施施設】

なし

【実施方針】

ニーズ量を考慮して、需要の動向もみながら事業委託等を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現在の取組】

訪問件数等（実績）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
訪問件数（件）	24	24	17	18	23
出生数（人）	31	27	23	22	28
訪問率（％）	77.4	88.9	73.9	81.8	82.1

※訪問率：訪問件数を出生数で除した数値。

資料：千葉県衛生統計年報

【計画期間内における目標事業量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 訪問件数（件）	19	18	17	15	15
確保方策 訪問件数（件）	19	18	17	15	15
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
実施体制（人）	3	3	3	3	3

【実施機関】

保健福祉課

【実施方針】

保健師が、生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

（6）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

- 養育支援訪問事業
養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。
- 要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員やネットワークを構築する関係機関等の専門性強化及び連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するための事業です。

【現在の取組】

要保護児童等に対する支援件数（実績）

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
支援件数	6	2	5	6	8

【計画期間内における目標事業量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 支援件数（件）	13	13	13	13	12
確保方策 支援件数（件）	13	13	13	13	12
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
実施体制（人）	4	4	4	4	4

【実施機関】

保健福祉課

【実施方針】

児童の養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師・児童福祉担当職員の訪問による支援を実施し、安定した児童の養育を支援します。

（7）地域子育て支援拠点事業

未就学の子どもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業・子育て及び子育て支援に関する講習会等を実施します。

【現在の取組】

子育て支援センター利用状況（実績）

単位：人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
延べ利用者数（年）	798	558	712	833	566
利用者数（月）	67	47	59	69	47

【計画期間内における目標事業量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み 延べ利用者数（人日／年）	590	590	573	540	506
確保方策 延べ利用者数（人日／年）	590	590	573	540	506
実施箇所数（か所）	2	2	2	2	2

※地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：すべての家庭類型 対象年齢：0～2歳

【実施施設】

子育て支援センター、御宿児童館

【実施方針】

子育て支援センター及び児童館を中心に、行事や相談事業の実施を通して親子が集い相互に交流する場を提供することで、地域の子育てを支援します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現在の取組】

幼稚園・認定こども園の預かり保育の実施状況（実績）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
実施幼稚園・こども園数 (か所)			1	1	1
延べ利用者数 (人日/年)			23	0	4

保育所・認定こども園の一時預かり（一時保育）の実施状況（実績）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
実施保育所・こども園数 (か所)	2	2	1	1	1
延べ利用者数 (人日/年)	139	169	58	157	128

※保育所は、平成29年度以降、統合により認定こども園となっています。

【計画期間内における目標事業量】

預かり保育（幼稚園または認定こども園の1号認定の子どもを対象とした預かり保育）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日/年)	①1号認定 による	2	2	2	2	2
	②2号認定 による	0	0	0	0	0
確保方策 預かり保育事業(在園児対象 型)※1 (人日/年)		1	1	1	1	1
実施箇所数 (か所)		1	1	1	1	1

※一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

- ① 幼稚園または認定こども園の1号認定の子どもを対象とした一時預かり（預かり保育）
対象となる潜在家庭類型：C'、D、E'、F（1号認定） 対象年齢：3～5歳
- ② 2号認定による定期的な利用
対象となる潜在家庭類型：A、B、C、E 対象年齢：3～5歳

※1：②は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられます。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
資料

一時預かり事業（一時保育）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	126	129	119	116	113
確保方策 一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日／年）	126	129	119	116	113
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1

※一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）…上表の①②以外

対象となる潜在家庭類型：すべての家庭類型 対象年齢：0～5歳

【実施施設】

おんじゅく認定こども園

【実施方針】

おんじゅく認定こども園において、1号認定の子どもを対象とした預かり保育を実施するとともに、生後10か月からの未就園児を対象として、保護者の傷病、出産、介護、就労または育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などの理由で、家庭での保育が困難になった子どもに対し、一時預かり事業（一時保育）を実施します。

（9）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

町内在住の乳幼児や、保育施設に通所している児童で病後、病気回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業です。

【現在の取組】

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）利用状況（実績）

単位：1年間あたりの人日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度（見込み）
延べ利用者数	3	13	15	10	10

【計画期間内における目標事業量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日／年）	9	10	9	9	8
確保方策 病児保育事業（人日／年）	9	10	9	9	8
実施箇所数（か所）	1	1	1	1	1
確保方策 子育て援助活動支援事業※1（人日／年）					
実施箇所数（か所）					

※病児保育事業（病児・病後児保育事業）の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：A、B、C、E 対象年齢：0～5歳

※1：子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【実施施設】

病児保育室「パウルーム」

【実施方針】

病気の治療中または回復期にあり（入院加療が必要な子どもを除く。）、保護者の就労、傷病等により家庭での保育が困難な生後10か月から小学生までの子どもに対し、医療機関に委託し病児保育を実施します。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域において、児童の預かり等の援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。

【現在の取組】

実施なし

【計画期間内における目標事業量】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (人日/週)	低学年	0	0	0	0	0
	高学年	0	0	0	0	0
確保方策 低学年(人日/週)						
	実施箇所数(か所)					
確保方策 高学年(人日/週)						
	実施箇所数(か所)					

※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）(就学児)の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：すべての家庭類型（5歳以上）

【実施施設】

なし

【実施方針】

ニーズ量を考慮して、需要の動向も見ながら実施について検討していきます。

(11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦に対し、母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付します。千葉県内の指定医療機関において指定検査項目を無料で受けられる事業です。

【現在の取組】

妊婦健康診査状況（実績）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）
妊娠届出数（件）	48	33	37	31	35
1回目妊婦健診（枚）	28	17	27	19	30
2～14回目妊婦健診（枚）	304	170	283	207	250

※枚は、受診票の枚数。

【計画期間内における目標事業量】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36人 健診回数 504回	34人 健診回数 476回	34人 健診回数 476回	34人 健診回数 476回	33人 健診回数 462回
確保方策	36人 健診回数 504回	34人 健診回数 476回	34人 健診回数 476回	34人 健診回数 476回	33人 健診回数 462回
実施箇所数（か所）	実施箇所数は、契約を締結した医療機関数により異なります。				

※健診回数は、1人あたりの健診回数（14回）に見込まれる人数を乗じたもの。

【実施施設】

契約医療機関

【実施方針】

母子健康手帳の発行と同時に妊婦健康診査受診票（14枚）を発行し、発行時の保健指導により妊娠時期に応じた健診受診を勧奨します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定子ども園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要であると考えます。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、PDCAサイクル*による点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげていきます。



* PDCAサイクルとは、「Plan（計画）」、「Do（実行）」、「Check（評価）」、「Action（改善）」という4つのフェーズを1サイクルとし、継続的に業務を改善させていく手法のことです。

1 御宿町子ども・子育て会議条例

平成25年9月19日条例第22号

御宿町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、御宿町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2条 会議の任務は、次に掲げる事項について審議し、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 公募の町民
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の事務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和30年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

御宿町指定管理者選定委員会委員	日額	2,900円
-----------------	----	--------

」

を

「

御宿町指定管理者選定委員会委員	日額	2,900円
子ども・子育て会議会長	日額	3,000円
同委員	日額	2,900円

」

に改める。

2 御宿町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	所属等	選出区分
1	◎高橋 裕子	家庭教育指導員	子育て支援に関する事業に従事する者
2	○相場 俊秀	町内校長会会長（布施小学校校長）	教育関係者
3	江澤 勝昌		学識経験を有する者
4	関 幸子	主任児童委員	子育て支援に関する事業に従事する者
5	中島 展	こども発達支援センターそらいろ理事長	子育て支援に関する事業に従事する者
6	吉野 全利	御宿町PTA連絡協議会	子どもの保護者
7	佐藤 奈緒子	おんじゅく認定こども園保護者会	子どもの保護者
8	宮崎 勢太郎		公募の町民
9	池田 日佐子		公募の町民
10	椎木 明美	おんじゅく認定こども園	保育関係者

◎=会長

○=副会長

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料

第2期御宿町次世代育成支援行動計画
及び子ども・子育て支援事業計画

発行年月：令和2年3月

発行：御宿町

編集：御宿町保健福祉課

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地

TEL：0470-68-6716 FAX：0470-68-7182

ホームページ <http://www.town.onjuku.chiba.jp/>